

平成28年（2016年）12月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成28年12月 6 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成28年12月13日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内康雄
会計管理者	玉津武幸	総務課長	濱田多実博
財政課長	上野和彦	危機管理課長	水谷法夫
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀俊
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	石倉充能	建設課長	植地俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	玉津裕一
教育長	村島赳郎	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長	宮原俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

8番 入江康仁 9番 家崎仁行 11番 奥村武生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

玉津充議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

玉津充議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まずは、ご報告申し上げます。

本定例会において、7人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

一般質問について、本日は4人、14日の本会議で3人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間であります5時までには、予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

玉津充議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8番 入江 康仁君と

9番 家崎 仁行君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

玉津充議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る12月 6 日に締め切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は 4 人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを、残り時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問は全て質問席から行うことを許可します。最初に通告した全ての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項を 1 項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

それでは、1 番 大西瑞香君の発言を許します。

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、平成28年12月議会の一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

今回は大きく 3 点について、質問いたします。

1. 人口減少、高齢化に伴う地域支援について。
2. 高齢者の運転免許証自主返納支援事業について。
3. 定住促進対策について。1 点ずつ一問一答形式で行います。

では、1 点目、人口減少、高齢化に伴う地域支援について。集落支援員制度について、お聞きいたします。当町の多くの各地域において、過疎化に伴う人口減少や高齢化の進展により、日常生活の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、獣害対策の間

題と重要な課題が山積みをしております。

地域を支える担い手不足が進み、地域共同体としての運営が困難になってきている地域もあります。こうした状況を踏まえ、総務省は国の施策として、集落支援員制度を創設し、過疎地域における対策の推進をしてしております。この集落支援員制度は、自治体の委託を受け、行政と連携し、地域の点検実施や地域の現状把握、課題について、問題解決を図る活動を行います。

財政措置につきましては、特別交付税対策事業であります。地域のさまざまな課題に対応できる大変有効な、是非、取り入れていただきたい施策であります。この集落支援員制度の導入について、町長の答弁をお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。

今日から一般質問ということで、まずは大西議員のご質問に答弁をさせていただきます。集落支援員制度の導入ということで、ご質問をいただいております。

集落支援員制度は、地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を集落支援員として委嘱し、集落への目配りとして、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進を実施するものでございまして、平成27年度におきましては、全国の241自治体におきまして、専任の集落支援員994人、自治会長等との兼務の集落支援員が、3,096人が活躍されているとお聞きしているところでございます。

この制度では集落支援員を設置した地方自治体に対しまして、財源手当、情報提供等の支援がございまして、集落支援員の設置に要する費用、集落点検の実施に要する費用、集落における話し合いの実施に要する経費が特別交付税の対象経費となりまして、専任の集落支援員一人あたり350万円、他の業務との兼任の場合は一人あたり40万円を上限として交付されるところでございます。

集落支援員制度の導入についてでございますが、人口減少、過疎化が進展する本町にとりまして、制度を導入し集落の見守りや状況把握などを実施することも重要な施策ではないかと考えているところでございまして、担当課に指示をして、集落支援員制度を導入している、近隣の自治体からの聞き取り調査を実施しているところでございます。

また、その内容等を課長会議におきまして、全課に周知し、新年度事業として検討をさせている状況でございます。

集落支援員制度は、集落支援員がアドバイザーや調整役となりまして、各集落の課題改善に、地域住民、地域団体、行政が連携して取り組むことで、集落の維持活性化を行うという観点から、大変な有効な制度であると考えておりますので、新年度の導入に向かって前向きに各課と協議を進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

玉津充議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

これまで行政として、各地域で、年一度の行政報告会を設けたり、自治連合会との会議等を行い、住民の皆さんとの意見交換も行っていますが、この人口減少も高齢化が進むなか、町民のニーズ要望もますます多様化、複雑化をしております。行政だけで町民の皆さんのニーズに対応しきれない現状もあるかと思えます。

この集落支援員制度は、地域の問題解決に、地域が主体性となって考えるきっかけになり、住民の地域おこし活動の後押しをするものであります。そこに行政が関わり、ともに考える取り組みではありますが、この点といたしまして、住民の課題をいち早く吸い上げる、そういう施策でもあると思えます。

本当に今いろんな地域で、さまざまな問題が起こっておりますが、前向きな対応をするという、考えるという、町長の答弁ではあります。来年度の計画等について、詳しく計画をしていることがありましたら、ちょっとその点、また詳しくお聞きをしたいと思えます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、まだ検討でございまして、当初予算に向けて、いろいろ各課で検討していただいております。そういうことから、今、ただちに思いつくというのはですね、獣害対策とか元気づくりとか、それぞれのやはり集落で、必要な課題に対して、活動できるような方々を選んだり、どういう活動をするかということですね、今、各課でまさに、今、検討しているところでございますので、ご理解願います。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、町長から各課で検討しているということですので、計画段階であると捉えてよろしいのでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

来年度に向けて、実施したいという前提で行っております。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

前向きな答弁をいただきました。この集落支援員に関わる、買い物弱者等の交通手段について、少しお聞きをしたいと思います。公共交通との兼ね合いから、デマンド交通につきましても、難しい問題もあり、なかなか進んでいない状況であります。

この地域でNPOをつくり、集落支援員に委託業務をお願いする、こういうことは可能なのか。また、それに対する対策があるのか、その点についてお聞きをいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そうですね、NPOを立ち上げたりしてですね、そういった集落支援等に、どうやっていくかという問題がございます。それと、各集落とのですね、いろいろな平等化、それから、公共交通との関係、そういうものも十分踏まえた上で、いろいろな形があるのかと思います。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

これまで地域における交通手段、買い物弱者の問題というのは、これからも大変、問題になってくる大きな課題でもありますので、このまま集落支援員を使った業務委託、また、住民間で話をし、NPOをつくる等のそういう行政としてのフォローを、これ

からも取り組んでいただきたいと思います。

そして、この集落支援員は、地域おこし協力隊とは異なり、任期も定められてはおりません。また、特別交付税措置の対象経費も、地域の点検、先ほども、町長からお話がありました。住民との話し合いの限定されたものから、平成25年度の制度改正から、地域おこしの取り組みに要する経費が、全て計上可能となり、活動の幅が一層広がりを見せました。

この11月現在、当町の高齢化率は41%を超え、地域によっては60%台、70%台の地域もあります。今後、考えられる新たな取り組みにつきまして、獣害対策等の見回り、また、いろんな可能性がある施策でありますので、是非、担当課それぞれ検討していただきまして、住民のためになる素晴らしい地域支援員を、集落支援員を取り入れた施策として進めていただきたいと思います。

最後に改めまして、この集落支援員制度につきまして、今後、新たに取り組みの可能性について、町長に答弁をお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、大西議員がおっしゃったように、高齢化が42%近くになってまいりました。そういう中で、地域コミュニティがなかなかこの田舎でさえも薄れてきたようなところもございます。そういった部分をですね、補完するには、やはりこういう集落支援員の制度が大変重要になってくるのではないかと思います。こういったコミュニティの補完をするのが、行政サービスでありまして、なかなかその行政サービスもですね、かゆいところに手が届くというようなこともできません。

そういった中でのこの集落支援員の方たちがですね、担っていただく役割は大変多くなってくると思いますので、やはりいろいろなところでですね、この集落支援員、どういった方に担っていただいて、どういう活動をしていただくのか、そういうところをしっかりと我々も勉強しながらですね、そういう方たちと協働という形で、行政サービスを進めていきたい。また、地域のコミュニティを復活していきたい、そのように思っております。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

少しよければ担当課のほうにも、この集落支援員について、少しお話をさせていただきたいと思うんですが、この報酬や雇用形態等について、わかってみえることがありましたら、少し答弁をお願いしたいと思います。

玉津充議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

先ほど町長からも答弁をさせていただきましたけども、集落支援員につきましては、専任の場合は350万円ということになってございます。また、区長さん等と兼務の場合は40万円を上限ということで、交付することができるということになっておりまして、その財源につきましては、特別交付税ということになります。

集落支援員の職というか、につきましては、町のほうから委嘱をするという形になりますので、委嘱をさせていただいて、町と一緒に集落に出向きまして、集落の課題等を勉強させていただいて、その中でこれをみんなでやりたいということが決まりましたら、それについて頑張ってくださいという方針で進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

町長からも担当課からも前向きな、また、説明もいただきましたので、今後、明年からの集落支援員の活動を、さらなる活動を、これからお願いをしたいと思います。

では、続きまして、2点目の高齢者運転免許証自主返納支援事業について、質問をいたします。

安心・安全なまちづくりの1つとして、交通事故の減少を進める交通安全対策は重要な課題です。昨今、高齢者ドライバーの交通事故のニュースがよく報道されています。高齢者の運転免許証自主返納支援制度は、事故を未然に防ぐ取り組みであります。

しかし、車は外出手段として欠かせないこともあり、自主返納がしにくい状況です。自主返納がしやすい環境づくりが必要になってまいります。

1点目の質問で、交通手段については、お聞きをしましたので、その他の当町独自の支援について、お聞きをいたします。返納者が免許証の代わりに受け取った運転経歴証明書を提示することで、支援協賛していただける商店での割引や、いこかバス、福祉タクシー等の運賃の支援などについて、自治体、当町独自のそういう支援について、町長の答弁をお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、高齢者の運転免許証自主返納支援事業ということでございます。

最近、高齢者の方が第一当事者となる自動車事故の報道、今、議員がおっしゃったようにですね、たくさん本当に毎日のようにあります。

そういう中で、町としてはですね、交通安全シルバーフェスタにおいて、高齢者の方を中心に交通安全教室を開催するなど、高齢者の交通事故の減少をめざすための啓発等を行っております。交通安全県民運動、年4回ございますが、ミルミルウェーブや行政放送など交通安全意識の高揚を図っているところでございますが、今ですね、紀北町においては、運転免許証の返納促進への取り組みは行っておりません。

以上です。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

町民の方とお話をしていると、この免許証返納者への自治体独自の支援はないのかという、そういうお話を昨今よく耳にします。これから県のほうも、また、今後、検討していくという、そういうお話もお聞きしておりますが、例えば、運転経歴証明書の発行に千円かかりますが、その発行手数料の助成等も提案をしたいと思いますが、それにつきましても、町長の答弁をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

6番 入江康仁議員

署名議員を指名いただいておりますが、ちょっと30分ほど退席をお願いいたしたいと思います。いいですか。

玉津充議長

はい。どうぞ。

玉津充議長

会議録署名議員を追加いたします。

11番 奥村武生君を指名いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

運転経歴免許証の手数料でございますね、これはですね、返納の促進ということでは
ですね、前向きに考えるべき施策ではないかと思っております。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

前向きという答弁でしたが、返納者の方の推進を図るためには、本当にこちらの地域
では、足の確保が大変困難になっている。それも課題ではありますが、先ほどもお話を
させていただきましたが、協賛の商店での割引や、いこかバスの運賃支援等、また、そ
れも考えていただきたいという提案を、改めてさせていただきたいと思いますが、それ
について、改めて町長の答弁をお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自主返納者の方のですね、促進ということでは、よくわかる話ではございます。しか
しですね、我々としては、交通弱者を全て、また高齢者の足の、ごめんなさい。乗り物
等ですね、乗車に不便な方、いろいろな方もございます。そういった中の公共交通と
いう中でのとらえ方をするのが、そういった交通弱者に対する、公平なやり方ではない
かなと思いますんで、自主返納の先ほどのですね、交付手数料の助成なんかは、いいと
は思うんですが、我々としてはですね、公共交通の中で、そういった交通に不便を感じ
ている方、そういった全般を踏まえてですね、これらの問題も取り組んでいきたいなど
思うところでございます。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

改めて町長からは、この運転経歴証明書の発行についている補助はいいのではないかというお話をいただきましたが、やはり交通事故が、高齢者の交通事故が、たびたび発生している状況でありますので、少しでも早く対応をお願いしたいと思います。前向きにという答弁をいただきましたが、明年さっそく提案をさせていただいて、実施をしていただきたいという、そういう希望ではありますが、もう少し前向きな答弁を、もう一度お願いしたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前向きということはですね、行政はあまり使わないんで、そこら辺をお含みおきください。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

町長の、その前向きという答えを、強く深く受け止めましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

では、3点目の質問に移りたいと思います。

定住促進対策について、結婚新生活支援事業について、質問をいたします。近年、未婚化、晩婚化により、第1子出産年齢の上昇などにより、少子化が進んでおります。経済的理由により結婚に踏み出せない、低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援し、地域における少子化対策の強化を図ることを目的とした施策であります。

世帯所得が300万円未満等の世帯条件がありますが、結婚に伴う住宅購入費、賃貸の物件費用、引越し経費が対象で、上限額は18万円です。新婚さんの新生活を応援する、この施策について、町長の答弁をお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

結婚新生活支援事業ということでね、今、ご提案いただきました。この目的につきましては、国の制度でございますが、未婚化、晩婚化の進行や第1子出産年齢の上昇、長時間労働、子育て中の孤立感や負担感が大きいこと等、さまざまな要因が複雑に絡み合

い進行している少子化には、きめ細かい少子化対策を網羅的に推進することが重要であるとされていることから、妊娠、出産、子育て支援という段階に加えまして、それ以前の段階である結婚への支援も含め、一人ひとりの各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが求められておりまして、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策を実施し、もって地域における少子化対策の強化を図ることとしております。

なお、結婚新生活支援事業補助金につきましては、婚姻に伴う新規の住宅取得または賃貸にかかる経費、引越しにかかる経費を対象として、1世帯あたり上限18万円を補助するものでございまして、補助額の4分の3を国が、また、補助額の4分の1を市町村が負担するものでございます。

対象世帯といたしましては、事業期間内に入籍した世帯、ご夫婦の所得を合わせまして、300万円未満の世帯、各市町村が定める要件を満たす世帯が対象となります。この補助金の推進につきましては、関係各課とも、十分に協議・検討を重ねて、今後の方向性を決めてまいりたいと思っております。

以上です。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

各課と協議し、検討を進めると、そういう話をいただきました。この結婚支援については、出会いの場として、釣りをしながらの、婚活イベントも開催をされており、先月の釣りコン婚活イベントでは、18組中8組のカップルが誕生したとお聞きをしております。年間の町内での結婚届け出数の、婚姻届け出数の中で、町内の移住者は、40組から50組みえるというお話を伺っております。

この国の補助率は4分の3で、上限13万5,000万円が国の補助になり、町の持ち出しもあります。結婚の応援は未来への投資であります。今後、この結婚新生活支援事業について、国の補助金を使った、大変、有効な支援だとは思っております。これによって、直ぐに結婚、婚姻者が増えるかという、そういう施策でもありませんが、重要な施策であります。

今後、当町についても、検討ということですが、年数としまして、どれぐらいの期間で検討し、実施をしたいというお考えがあるのか、その点について、再び答弁を求めま

す。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このこともですね、いい施策だと思いますので、前向きに、できるだけ早い時期にという方向で検討してまいります。

玉津充議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

今回は前向きに、できるだけ早くという、お言葉も付け加えていただきましたので、これからの、未来への投資ということで、是非、早い段階での実施をお願いいたします。

今回は3点について、まちづくりということでの質問をさせていただきました。今後とも、そのまちづくりについて、住民の皆様の声を形にすべく、よろしく願いをしたいと思います。

時間も余りましたが、以上で私の質問を終わらせていただきます。

玉津充議長

ここで、暫時休憩します。10時15分まで休憩とします。

(午前 10時 00分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 15分)

玉津充議長

次に、14番 平野隆久君の発言を許します。

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、トップバッターに引き続き、2番バッターということで、バント戦法も駆使しながらやりたいと思いますので、町長よろしくお願ひいたします。

それでは、通告にしたがいまして、ただいまより一般質問を行います。

今回の質問は、今年の3月にも行いました、津波災害で一時避難所へ緊急避難した後の避難所体制についてであります。3月から今月まで、9カ月経過していることもあり、もちろん対策の状況が進んでいることとは思いますが、その後の経過状況も含め答弁を求めていきたいと思ひます。

先月の11月19日には、当町で震度4弱の地震があり、その後すぐの22日は大きな被害はなかったものの、東北地方に東北大震災以来、地震による津波が再度襲来し、当町の地域でも数センチの津波が観測されたとの報道がありました。そのため近いうちに、東南海地震が発生し、当町に津波が襲来するのではないかという、不安を感じている町民の方々もたくさんみえます。

地方新聞によると、11月24日に紀北町防災会議が開催され、防災計画の一部見直しが行なわれたとありましたので、変更点についての答弁を求めます。また、当日、町の防災アドバイザーの川口准教授の講演会が行われ、住民が行政に頼らず、自主的な行動をすることが重要であり、防災・減災文化の醸成はまだままだであると。そのためにも、行政は単なるキャンペーンだけに終わってはならないと、川口准教授が言われたと報道されております。

私も確かに実際、災害に見舞われた場合、行政に頼らない住民各々の助け合いが大切になってくると考えております。そのためには、当町でも各地区において、災害時の啓蒙及び訓練を行っている、自主防災会の活動が重要となってきます。今年度になってからも、何度か紀伊長島地区と海山地区において、それぞれの自主防災会議が行われておりますが、自主防災会を充実し、各地区・地域が、情報を共有しあいながら連携していくことこそが、住民が行政を頼らなくても、災害に向き合える重要な要素だと考えます。

そのためには、地域自治区が解消された今、海山地区と紀伊長島地区で、それぞれある自主防災会を一本化すべきと考えますが、町長はどう思われるのか、答弁を求めます。そして、行政としてすべきことは、災害が起こる前に緊急避難場所や避難所施設の充実、避難所運営を行政に頼らなくても、住民が運営できる体制づくり等を、今すぐにも行政主導で確立すべきであると考えます。

そして、災害後はライフラインの復旧に最善を尽くし、住民の生活の基盤を早く元通りにする。これらが、町長が常日頃言われている、自助・共助・公助の大筋の意味合いであると、私は理解しております。町長はこの考えに対して、どのように思われるか答弁を求めます。

これら3点について、まず答弁を求め、あと詳細通告の5点に関しては、逐次、答弁を求めていくことといたします。よろしく願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員からご質問いただきました、防災についての考え方でございます。川口先生もおっしゃったのは、やはり防災を文化にしていかなければいけないというお話も、その講演の中でしていただきました。

そういう中、まず変更点でございますが、防災計画のですね、これは今回の場合はですね、法律の改正とか、三重県の防災計画なんかが変わりました。また、それと地域自治区が解消されたこと。また、そして協定等が新たに結ばれましたので、そういったものを記載させていただいたということでございます。

それと、自主防の会議の話なんです、自治区も解消されたんで、一本化という話です。情報自体は町といたしましては、紀伊長島地区、海山地区、同じような情報は流しております。しかしですね、こういった地域によっても、いろいろな考え方、温度差もございまして、我々としたら情報共有はですね、一定大きな中でしていただければいいとは思いますが、しかしながら、これは自主防災会のほうで、ご検討願うことだと認識しておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、自助・共助・公助、これについてはですね、もうこれが一番大事でございます。そして、以前、私が聞きました、防災講演会の中ではですね、平常時における公助・共助・自助、この割合については、平常時は公助が60%、共助が20%、自助が20%であるよ、それぞれ自助・共助もですね、大切に学びながら進んでいかなければいけない、そういうお話でございました。

しかしながら、これは今のご質問にはないと思うんですが、被災回避をする時につきましてはですね、公助のほうは10%、それから共助が20%、自助が70%と、その時の講演で聞かせていただきました。

しかしながら、これは何を言いたいかと、自助・共助・公助がですね、うまくバランス良く、結局、働かないと、そういう防災に、緊急時における活動にならないよというお話でございましたので、我々としては、本当にこの3つが重要な防災の要であると思っております。

以上です。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今の答弁いただいたのですけども、変更点については、協定を新たにということ言われましたので、どういう部分が新たに、災害協定だと思うんですけども、されたのかの点についての答弁を求めるのと、あと自主防災会の一本化ということなんですけども、これは行政から、各地区の自主防災会には情報を流していますけども、僕の言いたいの相互間のね、情報共有というのが、されていないような気がしますので、やっぱり相互間の情報共有をしていただきたいと。

町長の答弁でも、これは自主防災会で考えていただくことだということなんですけども、自主防災会でそういうことということで、話が決まりましたら、行政としても後押しを、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1点、協定の新たなものがありましたら、よろしくお願ひします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

協定のほうはですね、議員からご指摘があつて、みえ熊野古道 JAPANとですね、始神テラスの協定を結ばせていただきました。これはですね、あそこは防災拠点になるという中での、しっかりした協定を結べというご指摘をいただいたんで、そのようにさせていただきます。

あと行政書士の方、それから愛玩動物ですね、そういった方とか、いろいろそういったものの、協定を結ばせていただいたところでございまして、また、我々として、自主防災会につきましてはですね、議員と同じ考えでございしますので、ただ、先ほども申し上げたとおりでございまして、その自主防災会の中で考えていただきたいと。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

新たな災害協定の件なんですけども、一応、協定は結ばれたと思うんです。社団法人とか、獣害のね、ことだったんですけども、やっぱり実際、中身の、起こった場合の時の、実際の詳細なやっぱり協定というのも必要だと思うんで、今後、協定を結んだということだけに終わらずに、実際、起こった時の細かな協定、内容の取り決めも行っていただきたいと思いますんで、これは後の災害協定のところにも絡んでくるんですけども、壇上での答弁ということで、お願いしたいと思います。

それでは、詳細のほうへいきたいと思います。

緊急避難所から避難所への移動体制についてであります。これは、3月の時も少しお話はさせていただいたんですけども、明確な答弁をいただけていないので、再度、質問させていただきます。

避難住民、緊急避難所へ避難した住民の方々が、どこへ、どういうふうな指示で移動するのか。そのところを、実際、起こった時に、どうなんかということを、答弁を求めたいと思います。できましたら、紀伊長島地区のある地域、例えば中州地区、あと海山地区でしたら相賀地区、緊急避難所へ一旦避難して、何時間か数時間か、そこに滞在した後に行く場合に、誰がどこへ行ってくれというふうに指示をするのか、明確な答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この部分はですね、議員、申し訳ないんですけど、3月の時にも少しお話したと思うんですが、やはり今、緊急避難場所のお話がありますよね。いろいろな経路を考えて、その緊急避難場所で、命を高き上げて、命を守るという話で、いろいろな避難経路を考えてくださいというお話をしております。

我々もこれからもっと啓発してかなければいけないんですが、自主防災会や各自治会で考えてですね、今、我々の一番近いところの二次避難場所、指定避難場所をどうするかということですね、地域の中で、そういう二次避難場所へ行く、指定避難場所へ行くための経路をですね、考えていただくのが、やはりそこに住んでいる方が、我々はここにあるよと、だから、この道を通って行くよという判断をしていただくのが、私はべ

ターではないかと思っておりますので、そういう形で自主防災会の皆さんとともにですね、そういう経路を、緊急避難場所と同じような感覚で、やっていただければありがたいなと思っております。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

実際ね、緊急避難したのちに、やっぱり住民の方々は、この前も言いましたけども、行政が指示してくれるんじゃないかとか、いろいろな考えを持っておる方が、たくさんみえます。今、確かに自主防災会等で話し合いしてほしいということだったんですけども、やはりその会議なんかでもね、そういう題材をやっぱりこういうことも考えてくださいということも、会議において、自主防災会に投げかける。

そして、例えばの話、僕なんかの地区、中州地区なんですけども、じゃあ実際どこへ行ったら、避難場所へ、行ったらいいのか。そこの避難場所へ、じゃあどうやって連絡して、その地区の方々と、どういうふうに話し合いがされたらいいのか。やはり、確かに自主防災会のほうの話し合いも大事になってくると思いますので、今の自主防災会の会議を何回か行っているんですけども、そういうふうな話を、例えば誰かがするというような状況になっていませんので、やっぱりなってないですね。

だから、そういう言葉を投げかけて、検討してくださいという言葉も、行政側としても投げかけていただいて、自主防災会で検討していく。また、自主防災会だけじゃなくて、自治会とかいろんなところの絡みもありますんで、そういうことを投げかけて、検討していただくという場をつくっていただきたいと思うんですけども、その点についての答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご指摘のとおりだと思います。我々もですね、そういうお話し合いの題材というか、課題をですね、自主防災会にも投げかけ、自治連合会にも投げかけですね、そういったものが十分に、その地域地域で熟成できるような仕組みをつくって、お話していくべきだと思います。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

いろいろ自主防災会に関わっておる役員の方々、それぞれがもう危機意識を持って、会議に臨まれて、大切な話もしているのは、その通りなんですけどね、やはり本当の実際の時に、行政が投げかけるということも大事なので、そういう点については、よろしくお願いたしたいと思います。

それでは、次の設問にいきたいと思います。

避難所の運営マニュアルについてということで、答弁を求めます。町長この避難所運営マニュアルは持ってない、持ってますね。これについて、ちょっと僕も運営上、マニュアルを読ませてもらったんですけども、少しちょっと疑問に思うところか、説明が聞きたいところがありますんで、6点ほどありますんで、一つひとついきますんで、よろしくお願いたします。

まず1点目、4ページですね、これにつきましては、5ページのところで、避難所運営は避難者が自主的に行うために、避難者の代表者、町職員、施設管理者などで構成する避難所運営委員会を中心として行います、というふうに明記されているんです。5ページです、これね。

そして4ページには、指定避難所一覧表が出ています、紀北町の。このところで、代表者、町職員、施設管理者ということがあるんですけども、この一覧のところに、この場所は誰が代表者なのか、担当職員は誰なのか、施設管理者は誰なのかという一覧表はあるのでしょうか。それについての答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ございません。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

結局、これ実際の時に、委員会を中心として行うということでしたもので、実際これは運営委員会につきましては、災害が起こって、避難所へ行ってから、それでつくるといことなんですけども、やはり、そういう場所場所に、代表者は誰、町担当者は誰、

施設管理者は誰ということが、明記されたものがないと、じゃあ実際誰に、誰を中心として行うのかわかりませんので、やはりこのせっかく指定避難所一覧表をつくってましたら、ここの場所は誰ですよという表が要ると思うんですけども、その点について、今後、今つくってないということなんですけど、今後そういう資料をつくらうとする、おつもりはあるのか答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変難しい問題だと、私は思うんです。というのはですね、こういう緊急避難時に集まって、それを集まった方たちの中で、運営委員会を立ち上げようとメンバーを見てですね、やることは可能だと思うんですが、こういう大災害、二次避難場所を使わなければいけない時に、その避難場所を運営して、私やりますよとおっしゃっていただける方ですね、どこまで平時において選択できるのかという、難しい問題があるかと思えます。

これらもですね、議員おっしゃるように、そういうことが自主防災会、自治連合会でできるのかですね、これから検討したいと思えます。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

僕ね、そういうこと言ってないんですわ。運営マニュアルをつくっておるわけですよ。この中に、避難所運営は避難者が自主的に行うため、避難者の代表者、町職員、施設管理者などで構成する運営委員会を中心とするということで、明記されてますんで、例えば災害、避難所にこういう方がみえない場合でも、じゃあこの人がいなかったら、誰がやってくれるかということも含めて、この人らが中心になって、委員会構成をしていくということも大事なわけでしょう。

だから、例えば避難所へ行きました。じゃあどういふふうに委員会をつくっていくのっていった場合に、じゃ誰が中心になるのっていうこと自体が難しくなりますんで、やはりその施設管理者、そういうことの方が誰なんかということが、わかってないと、この委員会がしにくくなると思えますんで、その人が必ずなる、どうのこうのじゃなくてね、やっぱりそういう方が明記されて、わかっていて、それから初めてできるんじゃない

いかということで、質問をさせていただきます。

再度、答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の感性ではですね、ちょっと難しいんじゃないかと思いますが、例えば区長さんをあてると、そういう話なら簡単な話なんですけど、なかなかそういう簡単な話ではないように、私は思います。

そういうことで、これらをですね、自主防災会や自治連合会とも、こういった話をですね、事前にそういう代表者や、そういう方になっていただけるのかというお話をですね、しなきゃいけないのじゃないかなと。だから、今ここで町が勝手に振り分けるわけにいかないですよという話です。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

すいません。話がかみ合っていないんです。僕ね、その方を必ず委員長なりにせえとは言ってないですよ。ただ、委員会をつくる上において、その人らが中心になって、つくっていくということで明記されてますんで、その方がわかってなかったら、委員会をつくるときに、大変じゃないかということをやるとるんですけども、ここら辺で押し問答しておると、時間も過ぎていきますので、後でちょっとそこら辺も含めて、話をさせていただきますので、検討をお願いします。

それでは、8ページ、2-1の準備のための開場ということなんですけども、これにつきましては原則的に鍵の保管者が、避難所へ駆けつけるということなんです。開設するのに鍵を開けて、開設しなくちゃいけないと。この場合も、例えばその鍵の保管者が、避難所に来れない場合、開場ができない場合については、その鍵の保管、いうたらある程度、制限されると思うんですけども、その点の場合はどうのように考えておられるのか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それぞれの地区に、一応はり付けてありますんで、と思います。私、数までわかりま

せんで、そういう中で開けていただく。そういうのが丸っきらないという場合ですね、避難場所、それはね、私は緊急避難場所になっているところも、その時もお話したんですけども、ガラスを割るとかしてでも、入っていただければ結構なんじゃないかと思えます。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

鍵は保管していただいております。それも限られておると思いますが、その時には、やはり緊急の時は、いうたら器物破損のことは考えずに、その時は入っていただくこともあると思えますので、その点について、今、明言されていまして、明確な答弁いただきましたので。

それでは、次ですけど、9ページですね。避難所開設準備に必要なもののリストということで、明記されているんですけども、これは各避難所に現時点で常備されているのかの点について、答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前も申し上げたことがあろうかと思えます。指定避難場所ですね、ここにはまだまだ不足しております。そういうことで、年次ごとにですね、増やしているような状況でございます。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

先ほども申しましたように、運営マニュアルというものを作成されましたので、やはり本当に必要なものを、早急にやっぱり避難所に完備してないと、実際、起こった時に、要るものが備えられてないという状況が出ますので、これはいつ起こるかわからない災害に備えて、もう本当に素早く、できるだけ早く必要なものを、装備していただきたいと思えますので、再度、答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのように取り計らいたいと思います。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、次に10ページですね。

2-4の避難所のレイアウトづくりというところに、レイアウトですね、避難所の。この点につきましては、事前に想定したレイアウト図があればということで、載っているんですけども、これは避難所においては、体育館とかというと、レイアウト、ほかの避難所につきましても、場所的には狭いところもありますんで、実際どうなるかわかりませんが、やっぱりレイアウト図というのも、事前に各避難所に用意をしておく。それを見て、誰かがこうしようとなりますんで、レイアウト図については、既に避難所に完備されているのか、答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まだございません。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

この点につきましても、さっき言いましたように、完備するものは早くしてくれと。これも事前に必要なものだと思いますんで、早急にこれも用意をしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、16ページですね、16ページ。救護班の役割のところ、避難所内に応急救護スペースを確保し、応急処置をしますと載っているんですけども、これは体制の問題なんですけども、実際、避難した場合、応急処置が出てくる可能性があります。

その場合、一般の方がじゃあ、こうします、ああしますというのは、知識的なものもあって、無理な点があると思うんですけど、この配置想定の中で、各避難所へ保健師の方、医療関係の方が行くような手配はされているのでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現時点です、どういふ方を充てるといふことはしておりません。そういう中で、もう我々の町だけでは、もちろん人手が足りませんので、そういった部分を要請していくといふことになって、各避難所へ配置しなければいけないのではないかと考えております。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

実際、大きなけがについては、なかなかできませんけど、応急処置という場面は必ず出てくると思いますので、今、人数的に誰を今、配置するといふのは難しいかもわかりませんが、そういう、いうたら災害協定、後にも出てくるんですけども、そういうことも他市町村の方と交えながら、何かの時はお願いしますといふ、事前的な準備が必要だと思いますので、それについても、検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後に、これは最後です。23ページの避難所運営における事前対策といふことなんですけども、避難所への避難方法については、防災訓練等を実施し、災害避難行動等の徹底に努めてくださいとありますが、これほどの地区が、どの避難場所に逃げればいいのか示されておらず、地区間同士の話し合いをする場所もない現状であります。これにつきましては、さっき答弁いただきましたけども、やはりそういうことを自主防災会等で話をしていくことが大事なことだと思います。

それで、その点につきましても、地区の自主防災会としては、この運営マニュアルを今年の5月19日に配布され、内容の説明もないまま、各地区で検討してくださいとのことですが、各地区で単独でこのままではなかなかまとめきれないと思います。紀北町の防災計画も策定されていますが、この運営マニュアルをもう少し細部にかかる運営内容を充実あるものに作成すべきだと考えます。

この点については、運営マニュアルの1ページの、マニュアルの修正として、明記されています。そのためには、町自主防災会の幹部役員、施設管理者・責任者、行政担当者、できれば紀北町に在籍している防災コーディネーターの方々にも参加していただき、実務者レベルの検討委員会をつくって、情報の共有を行いながら、この運営マニュアルをもっと充実あるものに修正していくべきだと考えております。

また、9月27日に、紀伊長島地区自主防災会で開催された、ハグ、HUGですね、私も自主防災会として参加させていただきましたが、大変意義あることだと感じております。だからこそ、もっと避難所のある、所在する地域で重点的にするべきだと考えております。これらの点についての答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご指摘のようにですね、我々は今まで、命を助けるという観点から、防災活動をやってまいりましたんで、この二次避難場所の運営についてはですね、現実的には遅れているなど、私自身も感じるところでございます。

そういう中で、じゃあどうするかというのは、やはり自主防災会等へですね、先ほどおっしゃっていただいたように、ご提案等もしながら、いろいろシミュレーションをしたりですね、机上訓練したり、これ以前もしていただいてね、磯和先生に今、入っていただいて、紀北町はやっているところでございますが、こういった部分、備品等も含めてですね、しっかりやっていかなければいけないと、ここが今、課題で、なかなか思うように進んでいないのが現実でございます。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

僕の言わんとすることは、せっかくね、この運営マニュアルというのが作成されました。実際この運営マニュアルを基に、実際、起こった避難所なんかでは、これを基に運営していくこととなりますんで、僕がちょっとザッと見させてもらった中でも、こちら辺はどうなのかなという疑問があるように、もう少しこの運営マニュアルを、実際、災害時に使えるような有意義ある資料として、作成していただきたいということで、今回この質問をさせていただいておるんです。

その中で、やっぱりこの運営マニュアルを、もっと充実あるものにするためには、やっぱり行政だけにポツと考えるんじゃないくて、現場の人間、いろんな人の考えを合わせて、こうだな、こういうところはこういうふうにしたほうがいいよねということをもっと充実ある運営マニュアルにしていきたいということで、今、言わせていただきました、これの修正は別にいいですよということも明記されていますので、これをもっ

と実のあるような委員会というか、検討していく場所があるべきだと思いましたので、今、質問させていただいております。再度答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃったように、議論の中で、いろいろなことが生まれてくるものだと思います。ですからですね、町全体のこういった議論もいいんですが、地域地域での、この避難マニュアルを基に、地域別ですね、先ほどおっしゃったように、避難場所があるところであれば、じゃあ我々が主体的にやろうやなど、そういう議論も生まれてですね、やはりそういう二次避難場所の運営にもつながってくると思いますので、そこはですね、我々としても、いろいろな提案の仕方を考えてですね、やっていきたいなと思います。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今、町長が言われましたように、やっぱり議論する場が大切だと思います。その議論することによって、ああこうだな、こうしよう、いろんな立場での考えが出て、1つのいいものにできあがると思いますので、実際、災害時に運用されなければ、絵に描いた餅で終わってしまいますので、この運営マニュアルをもっと充実ある議論ができる場をつくっていただいて、充実あるものをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、次の質問を行います。

避難所における情報の共有についてであります。情報の共有というのは、先ほどから申しましたように、行政からの情報、相互間の情報、これ本当に大切になってくると思います。緊急避難した時点で、各地域間との情報共有、緊急避難場所と災害本部との情報共有、避難場所へ今度、一時避難場所から避難場所へ移動する時点では、緊急避難場所と避難場所との、また災害本部との情報共有。避難生活が始まってからは、災害本部と避難場所との情報共有、これは運営マニュアルの14ページの情報班の役割のところでも明記されております。

また、それぞれの避難場所と避難場所との情報共有、これらが大切になってくると思

います。その点につきましては、先ほどから町長も答弁で、情報共有が大切だと言われておりますので、現時点での状況共有のためのツール、何があるのか。今まで町長が言われているのが、災害時は行政無線をもって逃げるということをやられているんですけども、この行政無線は1方向の情報しかありませんので、お知らせのみに終わってしまう状況であります。

また、各地区にあるアンサーバックシステム、これにつきましては、電柱に付いておったり、低い場所に付いてますよね。人が使えるような高さに付いているんですけども、これは災害があった場合は、水に浸かって使えない可能性が出てくると思います。また、携帯電話等は混乱で不通になる可能性もありますので、現時点での情報の共有のためのツールは、何があるのかについての答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおり戸別受信機とかですね、そういった一方、こちらから情報を流すという形なんで、今、我々としては衛星携帯電話とかですね、国とか県とは行政のやつで行き来はできると思います。自家発電も備えておりますし、そういった意味では、その部分は国県への援助の要望とかですね、できると思いますが、今、議員がおっしゃったように、地域間の情報の共有、情報の連絡のとり方なんですけども、それは今ですね、消防団の無線機に頼っているのが現実でございます。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今、町長が答弁されておりましたように、国とか支援を行う場合、行政とも情報の共有はできると。あと消防署が持っているトランシーバーとか無線機なんかでもできると。僕の言わんとするのは、先ほども申しましたように、地域間との、一般の方が、情報の共有をし合える、そして、じゃあ例えばの話、緊急避難したけども、どこが大丈夫なんか、そこへ逃げたらいいのかという、その地域間同士のやっぱり情報の共有が、なかなか今、町長が答弁された中では、できない状況であると思いますので、これは1つ提案なんですけども、例えばトランシーバーですね、消防署は持っているということなんですけども、トランシーバーを各地区に配備する、1台ですね、そうすると例えばトラン

シーバーがある程度、飛ぶトランシーバーだったら、みんなが共有して情報が取り合えると。

それで、飛ばない場合は、中継してでもいろんな情報を伝達できるということもありますし、チャンネルを統一すると、相互間で1人が話をする、みんながその地区はどうなんだという話もできると思いますんで、消防団が使っているようなトランシーバーは、やっぱり必要だということで、消防署も入れておると思うんですけども、こういう相互間のできるトランシーバー等は、一遍にはなくてね、ある程度それを入れて、それを災害時までいろいろな訓練をして、実際行えるような状況にするということも大事だと思います。

僕がちょっと聞いたところによると、ある方が持っているトランシーバーが、和具、伊勢の和具ですね、和具から相賀地区の避難所までトランシーバーで、小型のトランシーバーで届いたという結果があるというふうに聞いております。どのトランシーバーがいいかということも含めてね、検討していただいて、小型トランシーバーですので、そんなに高いもんじゃないような気がしますんで、そこら辺も検討していただいて、持っている方に話を聞くなり、いろんなメーカーを調べるなりして、そういうトランシーバーを徐々に入れて、まず何台か入れて試しにね、そういうことができるか、情報の共有ができるかどうかも含めて、検討していただきたいと思います。

トランシーバーについてはね、どういうメーカーというのは、ここでは言えませんんで、後で詳しい話でしたら、またさせていただきますんで、その点についての答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、消防団のお話があったんで、1つ付け加えさせていただきますけど、これは63台、本所とか支所を入れますと、67台ございます。それを消防団同士のですね、各地区の連絡は全てのそういう双方向性のものがダウンしても、一定の時間内はできると思っておりますので、これ自体が有効だと思っております。

それにプラスということですね、今、議員からご提案あったと思いますので、そのことについてもですね、いいご提案ではないかと思っておりますんで、これから担当ともですね、交えて、どのような形でやっていくのか、どうするのかということを、議論させて

いただきたいと思います。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

ありがとうございます。トランシーバーの場合ね、一番の利点は、やはり誰でも使える。無線を扱う場合は免許がないといけないとかいうこともありますけども、トランシーバーの場合は、誰でも使えるということが、最大の利点だと思います。例えば、僕とこの地区なんかでもそうなんですけども、先ほど消防団と言いましたけども、地区に消防団の方は実際みえないんですわ。部はあるんですけども、関連する方がやっぱり違う地域と一緒にたになってますんで、実際、消防団の方が来て、どうのこうのということも、実際起こり得ない場合もありえると思いますんで、やはりその地区に、例えばの話、中州地区でしたら、避難タワーの倉庫の中に、1台入れて、電池を抜いて、それで上へあがったら、こういうもんが装備されてますよということで、僕が行けない場合でも、誰かが来たら、それに電池を入れて、その方が連絡を取り合えるということも可能だと思いますんで、是非、今の点については前向きに検討していただきたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、要配慮者支援における避難体制についてということなんですけども、これは福祉避難所ですね、この点につきましては、介護施設とかということを指定されているということでお伺いしておるんですけども、これは実際、そういう受入施設が既に入居されている方もみえると思うんです。そういう方がいる中、外部から行った場合に、その受入体制は可能なかどうか、その点についての答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点につきましてはですね、やはり町が、この福祉避難場所についてはですね、調整するということになっております。だから、ちょっと調子が悪いよといって、そこにはですね、入れるというような話ではございませんので、そこにおける許容量っていうんですか、お入りになれる方等を、町が調整しながら、町のほうから施設へお願いするというような内容になります。

玉津充議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

実際、災害が起こった場合には、大変混乱した状況で、難しい状況も出てくると思うんですけども、先ほど最初に冒頭でも申しましたように、事前に体制づくりをするということも大切なことですので、この辺についても実際に起こった場合はどうなのかということも含めて、検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後の災害協定についてであります。

災害協定につきましては、先ほど詳細な部分についても、今後、検討をお願いしますということをお願いしたんですけども、例えばの話、紀北町で当町で、災害が起こりましたと、水に浸かりましたと、避難場所、避難所がなかなか一覧表に載っているところが、全て使えないという状況なんか、今でも避難場所が少ない状況もありますし、例えばの話、津波災害だけを考えたら、近隣市町村の山手のほうなんかは、まだ地震被害が少ない場合は、使える施設もあるかと思われるんですけども、そういったところとも、事前に災害協定、何かありましたらお願いしますというような協定を結ぶべきじゃないかと思うんですけども、その点についての答弁を求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、紀北町内で独自の関係のあるところですね、そういったものは積極的に結ぶべきだと思います。ただね、私この協定の考え方、基本的に言うと、また叱られるかわからんですけど、三重県の三重県市町災害相互援助協定がございますよね。私こう思うんですよ、個別で結ばなきゃいけないのかと。

三重県が県民のために動くことですから、だから、個別の協定があろうがなかろうが、三重県に我々は援助要請するわけです、基本的には一番先に、真っ先に。そういう中で、三重県の協定の中で、全部が動けるんじゃないかと。私はそう思っているんです。だから、今、個別にいろいろな諸事情がございますけども、だから、そういうものを三重県がしっかりしていただいて、結局ね、対処から一定の本当の被災地から離れたところでないと、きめ細かいことできんと思うんですよ。

だから、私はそういうところを県と、これからも調整したいし、今、始神テラスのような、町の個別の事情があるところありますよね。そういった四條畷市とか、そういっ

たものは積極的にね、これからも結んでいかなければいけないと思うんですが、基本的にはそういう考えを持っておりますので、しっかりと結ぶべきところは結んでいきます。

玉津充議長

平野隆久君、持ち時間に注意してください。

14番 平野隆久議員

町長が今、言われましたように、確かにやっぱり県全体、国全体で、考えていただくことが一番ベストだと思います。そういう働きかけをどんどんしていただいて、実際、使える、機能ができるような状況を、いち早く作成、つくっていただきたい。個別にするところは直ぐするで、できるだけその体制づくりをしていただきたい。

今回、僕、一般質問させてもらいましたのは、いろんな今までも施策をしていただいておりますけども、やはりそれが本当に災害にできるだけ機能するようなものを、せっかくですんで、つくっていただきたいということで、運営マニュアルについても、トランシーバーについても、議論する場をつくっていただくということをお願いしましたんで、よろしくをお願いします。

以上で、最後に答弁をもらいまして、一般質問を終わります。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今回のご質問ですね、ごもっともなところが、ほとんどだと思えますんで、いろいろ提案も含めて前向きにきっちり防災について、取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

14番 平野隆久議員

以上で、終わります。どうもありがとうございました。

玉津充議長

これで平野隆久君の質問を終わります。

玉津充議長

ここで、暫時休憩とします。11時15分まで休憩します。

(午前 10時 58分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 15分)

玉津充議長

次に、7番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

傍聴の皆さん、拍手はお控えください。

7番 近澤チヅル議員

7番 近澤チヅル。12月議会の一般質問を行います。

まずはじめに、上里地区におけるソイルテックジャパンの事業について、質問をいたします。これが終わりましたら、2、3へと進みたいと思いますが、1の問題について、中心に質問いたします。

1番、ソイルテックジャパンは、現在、上里地区に汚染土壌処理施設の建設を計画しています。その建設のための事業者による上里住民の皆さんに対する説明会が、12月4日に初めて行われました。私も傍聴させていただきました。

説明会までの流れを整理しますと、10月19日に、業者から上里の区長さんに挨拶があったそうです。ここで初めて、区長はそのような工事があることを知り、大変驚きました。このままではいけないということで、11月11日には、急きょ上里地区の役員会を開催し、事業者から説明を受け、この12月4日の事業者の説明会につながったと聞いております。

この説明会の中で、業者は既に今回の汚染土壌処理施設について、町に説明をしているという発言がありました。ここでお尋ねします。業者からいつ、はじめの説明があったのか。また、どのような説明を受けているのか。この事業は水源地の上に、汚染土壌処理施設を建てる計画であります。町として、どのような対応をし、説明指導を行ってきたのか、時系列に沿って詳しい説明をお願いいたします。

2番目といたしまして、事業に対する町長の見解をお伺いいたします。

説明会には、心配のあまり、多くの上里地区の住民の皆様が集まっておられました。水源地の上に、そのような施設はいらないという意見が、想いが、次から次へとあがっておりました。その後、12月10日に、河内区・細野区合同臨時総会において、汚染土壌処理施設建設反対決議が全会一致で、急きょ採択されました。ここで、その決議を読み上げたいと思います。これです。

汚染土壌施設建設反対決議

急に降って湧いたかのような問題が起きました。それは私たちの飲料水の元である上里浄水場、上流約300mにある紀北砂利跡地に、汚染土壌処理施設を建設しようとする計画です。私たちがこの計画を初めて知ったのは、今年11月に入ってからでした。この建設計画を検証していくと、昨年8月から建設工事が始まり、今日に至っているということが、ようやくわかりました。このことを知っていたのは、県、町で、まったく知らなかったのは、いや知らされていなかったのは、私たち地元住民でした。こんなことって、許されていいのでしょうか。

建設が進む汚染土壌処理施設は、私たちの飲料水をはじめ水質、土壌、大気汚染等々、さまざまな健康被害が懸念されるとともに、地域の安全・安心な暮らしを一変させ、私たちの生活に重大な影響を及ぼすものです。将来汚染された大河内川になることを、何としても止めなければなりません。一方的に、何ら法律的に問題がないと、地元住民の声を無視して、断固建設しようとする姿勢に、強い憤りを覚えます。

よって、この汚染土壌処理施設建設は、到底受け入れることはできません。ここに河内区細野区民の総意により、断固反対の決議をします。

平成28年12月10日 河内区・細野区合同臨時総会、河内区民一同・細野区民一同ということでございます。

町長は、かねてから住民目線での施策を訴えておられます。今回、12月4日の上里地区住民の皆さんの意見、そして、細野区・河内区の皆さんの決議は以上のとおりです。それを踏まえた上で、改めて住民目線を掲げる町長の見解をお伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

近澤議員のですね、上里地区ソイルテックジャパンのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今の発言では少し、そうでもなかったんですが、文書の中でですね、1つ目の町とソイルテックジャパンの交渉の経過と、ご質問にはございます。我々、私はですね、業者との交渉はしておりませんので、ここの部分では経緯を述べさせていただきます。交渉ではございません。

経緯といたしましては、平成28年3月に水道課が、ソイルテックジャパンと初めて面談したとお聞きしております。これはですね、面談については、水道水源保護地域であるが、条例には抵触しないのではないかなというようにお話で、この時に平面図をいただいたと伺っております。私もこの平面図は見せていただいたのですが、本当に平面パッと書いてあるやつだけだったんで、そういうことでございます。

そのためですね、今後、提出される申請書類等において、先ほど議員もおっしゃったように、下流に水源地がございますので、水源地の枯渇、水質汚濁など防止するというね、観点からそういう設計内容になるかということ、なっているのかということ、三重県に十分チェックをしていただいていたというような経緯でございます。

何故かという、許認可権が三重県でございますので、業者から我々に書類等が提出されるという、詳しいやつがですね、ほん最近までなかったんです。それで、9月12日になりまして、三重県の担当者より設計書が整ってきたため、事業の内容説明を水道課が受けております。その後、設計図に基づいて、構造的に課題のある部分への指摘、地元説明会などを行うように、要望してきたところです。これは三重県に対してでございます。

それからですね、この事業に対する私の見解ということでございますが、今回、計画されている施設につきましてはですね、汚染土壌を処理ということでございますので、周囲の環境への影響が懸念されるとともに、紀北町の水道水源保護条例で定める水道水源保護地域でもございます。そういうことからですね、我々といたしましては、町民の安全・安心を第一に、紀北町の環境、命の水を守らなければならないという立場で対応しているところでございます。

以上です。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今、町長から1点目の、1回目の答弁をいただきました。今年の8月から上里では工

事が始まっていたんですけれども、そのことについての町への業者からの説明はありませんでしたか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ございませんでした。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

28年、今年のですね、3月に水源地のことであるので、簡単な平面図であつたけれども、県にチェックをしていたというお話でした。これは業者の方が、役員会に説明をした資料なんですけれども、それによりますと、水源保護条例の指定にかかっていないため、審議会にかかるかどうかを検討していただいております。基本条例についてはですね、町の水道課と。県に提出している書類は、順次、町に届いております。

水源地の上流にあるので、町から何度か意見が出ており、対応しています。地下水の水質測定の頻度を、3カ月に1回のを、1カ月に1回に修正するようにとか、いろいろ書かれておりますけれども、このようなやり取りが、いつ頃、行われたのかお伺いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

業者の方もですね、水道水源保護地域にあるということは認識していたようでございます。そういうことから、水道水源保護のそういった審議会にかかるのかというのを、だいぶ心配してみえたようで、それをどうなんですかというご相談は、水道課は受けていたと聞いております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

それは3月だったのかどうか。何日でしたか。何回ありましたか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

3月に水道課が、3月11日に水道課が業者に簡単な説明、そういう水道水源の保護地域内かとかですね、大丈夫なんかというような話を聞いて、5月23日、業者より提出が書類等も簡単な書類だとは思いますが、提出があったということでございます。そういった中で、5月31日もお会いしたように聞いております。

以上です。

ちょっと答弁不足で、水道水源という観点から。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

町といたしましても、命の水を守るのは、水源保護条例だと思いますが、その観点で説明をしていただいたということですね。そして、先ほどの町長のお答えの中に、県に対してですね、地元説明を要望、9月12日にされたというご答弁がありますが、それには間違いはありませんか。聞き間違いでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それはですね、説明を聞いた以降も、お話はさせておりますが、その以前も県のほうへ、そういうお話をさせていただいております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今年の3月からですね、業者の方がみえて、このようなやり取りをされておったんですけれども、一番大切なですね、県に対して地元で説明をしてくださいという要望を出したのなら、なぜ自分の町に、住民に説明をされなかったんですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、行政、大変ここが難しいところございまして、行政公共機関として

ですね、こういった相談内容はですね、外部に漏らすことはできないということになっておりますので、我々としては県から情報をいただいて、県に返す。これは県と町との信頼関係の中でやっておりますんで、ここのところが町民の皆さんもおっしゃるところだと思います。

ただ、我々行政としては、法令やそういうルールを守らなきゃいけないんで、例えば、それをどんどん途中で出してしまうったり、言ってしまいますとですね、あと県から下りてこない、情報が。まったく県の許認可だけの、我々には来ないというような状況になります。そういうことのみならず、全てがですね、行政における守秘義務、法令遵守がございまして、そこのところをご理解いただくしかないのかなと思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

行政の情報を守らなくてはならないという思いもありますけれども、これ水源保護条例は、町長が一番の責任なんですね。そして、町長がその勿論、法律を犯せと私は言いませんけれども、それを重視するあまり、住民説明が後になってしまったのは、本当に残念でなりません。そのことについて、もう一度、そこのところが住民の皆さんが、一番疑問に思っているところだと思います。勿論、法律は守らなくてはいけないんですけども、条例を施行されているのは町長なんですね。そして、地域の住民の皆さんに、そういうことがあるかもしれないということを使うのが、後回しというのは、町長のお考えなのでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

決してね、後回しという話ではないんです。水道水源の話はありました。それをどうするかということは、県とですね、今も詰めているところがございます。そういう中で、この事業を説明できるというものは、その事業者のみなんです、極論すれば。

それで、県はどの時点でどう言うかわかりませんが、そこのところが大変住民の皆さんも、ちょっと不快に随分と思っているところだと思います。それはですね、我々がなぜ住民説明してください、してくださいと言ったのは、今おっしゃるとおりなんです。この説明については、業者がやらなければいけないことなんで、我々としては、この事

業が、住民説明会の中でも意見で出たと思うんですが、建設前に本来なら説明すべき問題だと思います。

それが12月4日までずれ込んできたわけですね。だから、12月4日に、業者が町民の皆さんにお話したんで、我々もこの場でいろいろな話ができるようになったんです、極端に言えば、オープンの場へ出ましたんで。ですから、12月4日に住民説明会が、もし行われてなかったら、今、近澤さんからいただいた質問等についても、そういうことを伺っていますとか、そのレベルしか言えない部分があるんです。

これは行政のルールというか、そういうものなんで、ここは理解していただきたいなと。近澤さんも議員としての議会の規則とかですね、ルールに従ってやらなきゃいけない部分がありますよね。それは行政は、その法制の中の一番の要なんで、ここは本当によくわかります、皆さんの気持ちは。そやけど、そこを崩してしまうと、公平・公正の部分ですね、崩れます。それで、法令の遵守も崩れます。そこはちょっと理解していただくしかないのかなと思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

私は理解に苦しみます。

それでですね、今の町長のお考えも傍聴席で皆さんがお聞きしております。テレビでも放映されると思いますが、そのところは譲れませんけれども、譲ったとして、今まで3月、5月、9月、何回かお話をされておりますけれども、今、町長がおっしゃられました事業者の方しか説明できないと。だったら、事業者の方に地元の皆さんに説明してくださいよということは、その中でおっしゃられましたか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたように、事業者と会っておりませんので、これは県の話でございますんで、一応、許認可とかね、事業者も県に相談に行っていたんです。紀北町は水道水源にかかるか、かからないかと、保護審議会を開くか開かないかという部分のところ、お話があったわけなんです。

だから、そういう意味で、我々としたら、その会う時に、住民説明が必要じゃないで

すかと県に、業者のほうに言ってくださいと言いました。先ほど言ったように、既に基礎ができているという状況の中です、これは何ができるのかと。住民の方に、もしも規制対象事業所であれば、町や住民の皆さんに先に説明する、建設にかかる前に説明する義務があるんです。

ですから、この今の事業は対象事業所じゃないんです。だから、業者の方がどういう進め方をしたのか知りません。ただ、こういう汚染土壌という話の中で、我々の言ってきたのは建設されて、今のような状態やと、区民の皆さんがね。その時に知らなかったわけですが、それを説明した上で建設するべきじゃないのという観点からも、業者の方に説明したらどうですかということを、県に言いました。業者とは接点がありませんので。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

なんか業者とは、町長は会ってないですけども、私は町長に質問しているわけですが、町全体のことを、自治体としての長としてお話をさせていただいております。建設、建設課になるとは思いますけども、当然、そのようなことを、町長は県にも言っておるけど、我々も地元の住民に説明が何よりも大切やと思ったら、職員の方にですね、業者に地元の方にも早く説明せよというような、説明しなさいよというような指導は、当然されるべきだと思いますが、そこのところは町長として、水道課の報告も、この会議の中で受けていると思いますけど、そのような指摘はされませんでしたか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全ての情報がですね、県から入ってきていた状況でございますので、県のほうへお願いをしていたということでございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

町として業者に対してはですね、水源地のこととか、いろんなことは話をしたけれども、事業者の方に対してですね、事業者の方しか説明できないのに、説明しなさいとい

うことは言ってなかったということですね。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私が言っておりませんが、県のほうへはですね、副町長も私も出向きまして、そういう指導をしてくださいというお話は、こちらも行きました。それと本庁も行きました。そういう状況はやっております。そういう活動はしております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

もう何回もすいませんが、建設課にはそういう指導はされなかったんですね。県庁へは出向かれたわけですから。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

建設課のほうはですね。建設のほうは建設の許可、建設確認だけということで、できあがってしまっていたわけなんですね。我々も後からそういう基礎ができていたよというのを知っただけなんですよ、基本的には。その水道水源の話はあったにしても、だから、そういう状況の中で、県が情報を持って、県が接点を持ってましたんで、業者と。そういう話で我々としては、県の本庁へも行き、県のこちらへも行き、そういう交渉権の持つところへお願いをしていたということで、ご理解いただきたい。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

実情はよくわかりました。水道課にそういう指導は、県へは出向いたけれども、水道課には、そういう指示は出さなかったということですね。違いますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道課はですね、申し訳ないですけども、水道水源にかかるかというレベルのお話に

来ていただけなんで、これら全体のことについては、県のほうへお話をしておりました。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今の発言ですすね、水道水源保護条例にかかるか程度の話というお話でした。

それにしても、私たちの命の飲み水にかかる、業者がその程度の問題だと思っ
ても、住民にとっては命の飲み水、もちろん町長も住民です。そのことについて、県には
言うけれども、自分の部下には指導しなかったんですよ。そのところを再度、確認
します。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

部下には指示をいたしませんでした。私と副町長が、直に県のほうへお願いをしてま
いりました。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

私は少しそのところが、少しではない、すごく大切なところが欠けていたと思いま
す。

続きまして、その1番の問題、その中ですすね、このことはここに置いておきます。
12月4日の事業者の説明の中ででもすすね、地元、業者の方は言うておられます。地元
に相談しなさいという指導は受けていないと、事業者の方も言うておられます。

そして、東前議員からは地元説明はしないてよいと聞いていたと、そういう発言もな
されております。私も直に聞いたんですけども、地元のことは東前議員が全て自分が
行うから、東前議員すすね、元議員が行っていたということで、それについてすすね、
地元説明は自分がやるんやと、事業者に言うていたということすす。

それで、地元には、住民の皆さんには、説明はありませんでした。地元という中には、
行政も入ると思っすすが、行政へ東議員からそういう問い合わせとか、そういう関わり
はありましたか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず東議員の話ですけども、その水道水源、元議員。

名前言うたらいかんね。

元東篤布議員についてはですね、水道水源のところで、そういう話の時に関わりはございました。関わりがあったという話です。あったという話です。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

東元議員と関わりがあったという町長の答弁でしたが、詳しく説明をしてください。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

詳しくもないです。先ほど3回ほど会ったという中で、その中で、東篤布元議員がですね、同席していたというレベルで、あの方は水道水源保護条例もよく知ってますんで、かからのじゃないのというお話はしていたと聞いています。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

東元議員も同席していたということですが、議員がそのような新しい事業に対してですね、業者の方と同席することは、好ましいことでは、私はないと思いますけれども、町はそのことについて、どう判断されておりますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員がですね、そういう形でいろいろ関わっていたって、先ほど一番最初に言ったのは、業者説明だったですよ。我々から一言も言ったことではございません。ですよ。そういう中で、議員がですね、こういったものに関わるというのは、あまり適切ではないと思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

適切ではないですよ、確実にですね、適切ではない対応に対して、町はどのような態度で接しられたのか。おかしいですよ、議員さん。そのようなことはおっしゃられたのかどうか、お伺いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうお話は、私は会ってないんで、よくわかりませんが、我々がそれを圧力と感じたことはございません。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

圧力とは感じなかったということで、事前にどういう対応をされてきたのかという部分では、今、町長から説明をいただきました。

そして、2つ目の質問でですね、見解は、命の飲み水を守る体制で頑張りたいという答弁でした。具体的にどのようなことを行動として示されますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずどういう行動をしてきたかということは、先ほども何度も言いますように、県にも私も出向きました。本庁へも出向きました。そういうことでですね、書類が一定揃ったり、戻ったり、いろいろとしてました。そこで不確定な時期というのは、県からも情報が下りてこないんですよ、割合。そういう中で我々は地元説明の話を、特にお話させていただいて、県としておりました。

ですから、そういったことでの対応をやってきた、県に対してですよ。県に対してこれおかしいんじゃない、不明瞭じゃない、不明確じゃないのという話は、いろいろと県とは私はやり取りもさせていただきました。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今までのことは1番の説明のところで、お伺いしましたので、これからですね、地元住民の皆さんが説明を受けて、そして、上里の一部の地区で全会一致の反対決議もございました。続いて、17日には上里地区の臨時総会も予定されると聞いております。そういう住民の皆さんが立ち上がる中でですね、命の飲み水を守る立場で、是非、県にもですね、地元の住民の皆さんの声を考慮するように、今までも言っておられましたけれども、強く口だけでなく、要望書っていうんですか、意見書ですか、書面に出して提出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

決議とかですね、今、署名の話も出ているというお話を伺っています。これはその地域の皆さんの意思を伝える大変重要なアイテムだと思います。我々としてもですね、そういうものを踏まえて、地元の方とその決議とかですね、署名は、決議は昨日いただきました。署名もいただくとお思います。そういうものを踏まえて、県にしっかりと意見を申し上げていきます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

意見を申し上げていくというのを、口頭ではなく、私、町長の決議として書面であげていただきたいと思いますが、そのところはどうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それはですね、文書として提出させてもらうことは、何ら口頭で言っていますんですから、それを文書化するだけなんで、それは今までにも増して、例えばそういう反対署名等があれば、これを配慮してくださいというようなですね、文書の意思表示はさせていただきたいとお思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

是非ですね、そここのところは県に対して、町民の皆さんを代表して署名とともに、紀北町の町長として、また自治体として、意見書をあげてください。

そして、もう1点ですね、先ほどから水道水源の条例に関して、該当しないかもしれないとか、そういうお話もございましたが、かつて、海山でも自分たちの水源地の上流に、産廃の処理施設が建設されて、水源保護条例がないために、大変悔しい思いをしました。対岸が他の市だったため、水源保護条例で命の飲み水を守ることができませんでした。

その時に、本当に水道水源保護条例の大切さを、身をもって私も、その時に体験しております。その運動の中でもですね、町長も一緒に住民の皆さんとともに、町議時代ですけれども、戦われたと思います。今は水源保護条例の施行者なんですね。ですから、その言葉がちょっと間違っているかもしれませんが、責任者でございます、一番の。是非、水源保護条例の審議会をですね、開いて、皆さんの想いも、その中にも伝えていただきまして、住民の意見も取り入れていただくよう審議会を開くべきだと思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あのね、以前のお話も出たんで、少しお話はさせていただきます。

銚子川上流の産業廃棄物施設、それから引本のもですね、山とり。それから原発、私全て反対をしてまいりました。やはり地元の環境を守るべきやという立場で、議員生活の中もずっとやってまいりました。ただ、先ほどから少し論点がズレるかもわかりませんが、立場が変わってしまって、行政というルールの中で、やらなければいけない部分がございます。

ですから、この事業所に対して、賛成・反対とかいう言葉をですね、今の時点では申し上げることはできません。そういう中で、水道水源保護審議会につきましてはですね、先ほど申し上げたのは、しっかり言いますけれども、規制対象事業所というものがございます。これ建てられません。対象事業所というのがございます。これは審議する時の対象事業所です。それで、対象事業所の中に、今回の事業が含まれておりません。そういうことで、我々としては事前説明をいただけなかったし、事前に審査することもできま

せんでした。

だから、今まで何故かかったかと、水道水源をもし開くにしても、水道水源を開くには所定の書類がしっかり揃ってないと開けません、議論できませんので。そういうことも含めて、今、県と水道水源の開催につけても、その書類の揃い具合、そういうものも含めて、開催するかどうか、これは審議会の意見を求めて規則の中で、町長は開くことができる。対象事業所じゃなくても開くことができるということになっているんです。だからそのところで、審議会の委員の主だった方に聞いて、審議会を開いていただけますか、開きますかというお話は、これから県とも調整しながら、書類一定揃って、それが水道水源、枯渇、汚濁に関わらないかということをしてですね、その書類をもって審議会のまず意見をもらって、やっぱりかけるべきやという時にはかけると、そういう形になっておりますので、これもルールの中でしっかりやっていきたいと、そのように。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

水源保護条例の審議会を開く方向でやっていきたいということですね。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうことで、県とお話をしております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

是非、その他の事項には、これ十分当てはまると思いますので、町長の責任として審議会を開いていただきたいと思います。

そして、その中にですね、今回、特別ほかの審議会、その他とか定例で決まっている皆さんもおられるのだと、それだけなんではいでしょうか。今回の事業に関して、まだ特別の専門性の方を加えるとか、そういうことはできますか、審議委員の中に。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは以前もございましたが、そういう専門性が必要な方が出てくれば、もし審議会にかけてですよ、こういう方が証人としてとか、そういうものが必要であれば、以前もそういう行為をして、意見書をいただいたりしてますんで、それは水道水源保護審議会の中で、公平な立場で、私が今の時点でいろいろなことをいうと、どちらかに舵きってしまいますんで、公平な立場で審議会へ、もしそういう事態になったら、かけさせていただくということです。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

その特別な委員の方も加える可能性は、必要であれば加えることができる可能性はあるということですね。

玉津充議長

尾上町長、正式に答弁してください。

尾上壽一町長

それは審議会の中で判断していただきます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今回、これに関して住民の皆さんが心配して、傍聴にもたくさん訪れておられますが、もちろん法律は守らなくていけない。でも、住民の皆さんの総意をですね、代表して、あらゆる面で戦っていただきたいと、私たちもそうなんですけれども、一住民として、議員として、そのことをお願いして、次の議題に入っていきたいと思いますが、最後に、何かおっしゃるべきことはありませんか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

職員に説明会に行っていました、2名ね。環境と水道課と、2人行っていました。その中で私もその時の内容を文書化したものを、手書きなんですけども、見せていただいた中で、業者の説明の中で、地元の方々の理解がない中、操業していくということは考えていない。今後も地元と話し合いを重ねていくと言われたらしいです。

私はこれを期待してですね、地元の地区の皆さんの意見を反映した上で、業者の皆さんがそれも判断していただきたいと、そのように思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

議事進行。はい。

8番 入江康仁議員

先ほどですね、近澤議員の質問で、東篤布前かな、元議員が業者と同席して、水道課を窓口話し合いをしたと。町長はそこに立ち会っていないということでしたね。その中で答弁として、町長は圧力がなかったかと、そういうことはなかったかという質問の問いかけの答弁の中で、なかったと答えたんです、町長。あんたはね。あなたは同席してなかったから、なかったということは、わからないはずですが、私が言いたいのは、

だから、その点、それを一番感じとるのは水道課長です。やはり、それは町長は、今その答弁すると、私もこれ何故いうかという、僕もこの質問に対しては、最後にやるようになってますんで、その関係もあるんでね、この答弁をしっかりとってもらわな、後々の僕の今度は質問に、いろいろな支障が出てくると思うんで、その点のやっぱり当事者としての水道課長の対応、それともう1点ね、曖昧な皆、答弁やってる。この水道水源保護条例というのは、水質汚濁ですね、それとここだけきちんと答えてほしいのは、私の質問に反映するんで、最後に対象事業としての産業廃棄物処理業、採石場、そしてこの3つ目です。これに当てはまらなくても、前2号に掲げるもののほか水質を汚濁させ又は水源の枯渇をもたらす恐れのある事業であって、規則で定めるものとあるんです。

だから、私はこの今までの説明の中でね、町長、わかってほしいのは、県の許認可は県です。しかし、この紀北町の水道水源保護条例がある限りは、対象事業は何であれね、ここにこの業者は産廃事業でしょう、申請は。

だから、中に入っていると思うんですよね。そして、県はあくまでもその立地市町村に対して、必ず問題があったように、町長にもその答弁もあったけど、これは内々の行政間の信頼関係だということだけど、これは紀北町は水道水源保護条例を設置しておる以上は、公でなくても県は市町村の立地の紀北町に対して意見を持って、きちんと答えを持ってきてくれというような指導はしてないんだったら、私は県のほうにも異議あると思うんでね、そここのところの曖昧な答弁のとこだけ、きちっとちょっとお願いしたいと思います。

玉津充議長

入江議員の議事進行がありましたので、私のほうから水道課長のほうに説明を求めます。圧力があつたかどうかという発言について。

(「議長」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

それでは、先に町長の意見を伺います。

尾上壽一町長

申し訳ない、議員、申し訳ない。

どうも私、舌足らずで、そういう表現になったんですけど、水道課長から話を聞いて、私は別に圧力とは感じないよという意味で言ったんで、直接会ってないですから、そういうのはちょっと訂正させてください。

だから、水道課長には答弁させますけど、私は水道課長から聞いた時に、圧力と感じてない、なかったんです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

ちょっと控えてください。

ちょっとちょっと待ってください。

今ね、その圧力の話、先に伺っているんで、町長の意見はそういうことです。直接水道課長に、その件を尋ねます、回答をお願いします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

ちょっと待ってください。

1つの議事進行、今、進行してますんで、それが済むまで待ってください。

議事進行の進行は受けません。

1つずついきます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

ただいまのその圧力というふうなお話でしたが、私は町長が今、言われたようにですね、特に圧力とか、そういったものを感じたというふうなことを報告しておりません。

ごく、まあ、その場にあつた話を報告させていただいております。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

ちょっと待ってください。

町長、もう1つ、水道水源保護条例の法的なことを、入江議員から発言がありました、私のほうに。そのことについて、説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、水道水源保護審議会に基づいての発言です。ですから、そういう対象事業所には今なっていないんで、しかし、今、議員がおっしゃったように、それは規則で定めるとなっておりますんで、そこの部分を県とも話し合っ、どうするかということ、今やっている。文書、書類が揃えば、県とともに判断させていただくという話なんで、もう議員おっしゃったように、まったく規則で定める中で、その規則にはですね、上記以外で町長が審議会の意見を聴き、特に必要と認めたものとありますんで、その手続きを踏ませてもらおう方向で県と話している、そういうことです。

玉津充議長

ちょっと待ってください。

入江議員、先ほどの議事進行の答え、それでよろしいですか。

8番 入江康仁議員

いいですか。

玉津充議長

入江議員。

8番 入江康仁議員

私が言ったのは、今、町長が答えたのは、対象事業の3に対して、規則で定めるといふことの答弁を言われたわけですね。だけど、その前に1に産業廃棄物処理業、そして採石業は2にあるんですよ。だから、それに対しては、ここでまだはっきり対象事業ではない、あるということ、まだ言っていないわけですよ、町長は。まだわからないという、だけど、産廃の申請でやっとなんか、これに当てはまらないという答弁はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんで、そこだけ確認できますか。対象事業になっておるよ、これ。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

ちょっと待ってください。

私への質問なんで、ちょっと私も法律的なことは、直ぐお答えできませんので、詳しい副町長に回答を求めます。

副町長、竹内副町長。

竹内康雄副町長

今のご質問なんですけど、これは土壤汚染対策防止法上の業の許可の申請でございます。ですので、議員おっしゃる、その条例、水道水源保護条例の2条の別表ですね、確かにその1番には産業廃棄物処理業、それから2番には採石業で、3番でその議員おっしゃった汚濁、枯渇で、規則で定めるものとなっていますので、ここでいう産廃処理業であるとか、採石業にはあたらないということの中で、規則で定めるものとあるんで、そこの規則の部分でですね、町長が必要と認めるという場合は、それはかける場合がございますという説明を、町長させていただいたというご理解いただければと思います。

以上です。

玉津充議長

ちょっと待ってください。

近澤チヅル君、質問を続けてください。

質問でやってください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

じゃあ、中津畑君の議事進行。

15番 中津畑正量議員

議事進行のあり方ですけどね、議長がわからなかったら、暫時、休憩を入れてでもね、聞き取って、議長が答弁するというのが、ルールですよんか。それを質問するんやったら、一般質問しとんのも同じ格好になるでね、そういうことはやっぱり混同したらだめだと思うんで、今後気をつけていただきたいなという気持ちで、これからもこういう格好でするんなら、一般質問をやっとるのも一緒ですよんか。それではあかんと思います。

玉津充議長

ありがとうございます。

(「休憩動議」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

ちょっとお持ちください。

もうこの1項目、終わるでしょう。

7番 近澤チヅル議員

終わりました。

玉津充議長

終わりましたか。わかりました。

玉津充議長

それではですね、近澤チヅル君の1項目の質疑が終わりましたんで、ちょうど区切りがいいんで、ただいまからですね、1時まで休憩といたします。

(午後 0時 04分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

玉津充議長

近澤チヅル君、残りの質問をお願いします。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

それでは、午前中に引き続いて、質問をいたします。

2つ目の就学援助費について、質問いたします。

現在、紀北町では就学援助として、入学準備金が、入学後の7月に支給されておりますが、当然、お金が必要な入学の時期には、間に合いません。これについて、国のほうでは平成27年度、要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についての通知が、文部科学

省の初等中等教育局から、同年8月24日付けで出されております。

この通知の内容については、子どもの貧困問題が深刻になる中、政府は子どもの貧困対策推進に関する法律、これは2014年1月施行ですが、を設定し、同年8月、子どもの貧困対策に関する大綱を策定しております。

大綱は、国として、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、就学援助ポータルサイトを整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報などの取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用、充実を図ることとされております。

この通知は、このような流れの中で出されたものです。その通知の中で、5. 留意事項として、その中の1番、1. 市町村がそれぞれの費用を給与する場合は、次に掲げる点に留意すること。その中のイ. 要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童・生徒が援助を必要とする時期に、速やかに支給することができるよう十分配慮すること。特に、新入学児童・生徒学用品費等と述べておられます。国からは既にこういった通知が出ているわけですが、紀北町でもこのような通知に基づき、入学準備金の支給を、入学前の2月、3月に、お母さん方の要望に応えるように支給するべきだと考えます。このことについての新たな予算の必要はありません。

また、今年、町長は小学校入学生を、入学をひかえた全児童、新1年生に対して1人あたり1万5,000円相当の学用品等を支給することを決めておられます。これは大いに評価しております。これも入学式に間に合うよう配慮されております。子どもの貧困対策として、全ての小学生に対する援助は、もちろん必要ですが、生活が大変な家庭にも、更に手厚い援助が必要な時、必要な金額で準備されることを求めます。

入学準備金、さらに文部省は、17年度の概算要求で、入学準備金をほぼ倍額に要求、そういう記事も、これは朝日新聞の10月8日付けのものですが、そういう記事もありました。このことも鑑みまして、現在、紀北町の入学準備金は、小学生で1万9,900円、中学生で2万2,900円です。今年で全生徒に1万5,000円の増額があっても、必要な金額との間には開きがあります。紀北町でも通知に基づき、入学金の増額も考えていただきたい。町長の考えをお伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、就学援助について、お答えをいたします。

現在、当町では就学援助費につきましては、4月以降、保護者に制度についてお知らせし、学校を通じて申請していただきまして、前年の所得等を調査後、対象者に就学援助費を各学期ごとに支払っているところでございます。

議員ご指摘の就学援助費の中の新入学用品につきましては、入学準備という観点から、入学前に支払うことはできないかということについては、確かに入学前は出費の重なる時期でありますし、保護者の経済的負担も大きいことは承知しているところでございます。

しかしながら、入学前では対象者の所得等の調査ができないことから、現状では4月での支払いとなっております。さらに紀北町ではですね、今年度より小学校新入学世帯に1万5,000円の学用品の支給も開始させていただくことで、子育て世代の経済的負担の軽減に取り組んでおりますことから、ご理解いただきたい。

以上です。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

町長の答弁でしたが、私は今、文部科学省から、国のほうもですね、大変前向きに対応が進んでいるということですが、このことも鑑みましてのご答弁だと思いますが、所得のことだけおっしゃっておられたような、所得の軽減が難しいという、確保が、所得が前年度の収入になってしまうため、大変というところだけを、強調されたような気がしますので、三重県でもいくつかの市町が実施されておりますが、そのことをご存知ですか。

そして、その市は、そのことをクリアーして、実施されていると思いますが、検討されたかどうかお伺いします

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

所得の判断基準が6月なんぞという、今のお話です。ですから、他の、そういった話をしたんではないんで、そういうことから、なかなか難しいことで、今、7月の支払いですと言わさせいただいたこととございますので、あと他市町のことにつきましては、教育委員会のほうでお答えしていただきます。

玉津充議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

それでは、就学援助の新入学用品費の、県下の他市町の状況について、お答えさせていただきます。

ちょっと他の市町で聞きましたところ、伊勢市さんのほうが、この3月から新入学用品費の、3月の支給を検討されていると聞いております。

それと、四日市と桑名市さんにつきましても、中学校のみの新入学用品費の、3月の支給を検討しているということを聞いております。

以上でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

答弁漏れです。

どのように実施されたか、その今、問題、紀北町で問題点になっているところを、どのようにクリアーされているのか、調べていただきましたか。

玉津充議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

申し訳ありませんでした。

伊勢市さんにつきましては、所得の判定を前々年の所得で判定しているということでございました。

四日市さんと桑名市さんにつきましては、中学校のみの新入学用品費の支給ということで、小学校の時の6年生の状況を考慮しながら、今、やるかどうか検討しているということを聞いてございます。

以上でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

他の町ではいろんな方法で実施されておりますので、せめて検討すべきだと思います

が、いかがですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そうですね、今、言った根本は、就学援助費というのは、所得に影響されることご
ざいますので、極論すれば、その年に多くなったら戻していただかなきゃいけないとい
う問題もございますんで、そういった意味ではですね、検討はしていきますけども、な
かなか制度的に、所得制限、その所得の関係がございますんで、そこらも勉強させてい
ただきたいと思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

実施している市のあれを、要綱をですね、是非、参考にして、検討をよろしくお願
いいたします。

続きまして、時間がないので、次の問題に移ります。

介護保険の総合事業について、1番、基準緩和サービスについてをお伺いいたします。
先日、紀北広域連合の全協で説明がありました。今回は現行相当のサービスと、基準緩
和サービスAを行うということでした。基準サービスを受けれることで、ヘルパーの資
格を持たない方でも、一定の講習を受ければ、基準サービスAのサービスを行うことが
できます。

また、事業者はこの緩和Aで、介護報酬の8割しか得ることができません。利用者
の方も、事業者も、これで大変になることが予想されます。当然、サービスの質が十分懸
念されますが、このまま進めていく中で、住民の皆さんのための介護の質は保たれるの
か疑問です。考えをお伺いいたします。

2. 介護認定について、4月から新たに介護認定を申請する場合、要支援1・2の方、
その他を対象に、初めて基本チェックリストの対応が始まります。これは窓口で高齢者
や家族から相談があった場合は、介護認定をまず、今までは窓口で、高齢者や家族から
相談があった場合は、要介護認定を受ければ、サービスを利用する、利用できることを
説明し、認定申請を受け付けておりましたが、今回の総合事業では、窓口担当者は総合
事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定などを省略して、基本チェックリ

ストを用いて、事業対象者として迅速なサービスの利用が可能と説明しております。

そのようなガイドラインに沿った誘導は、はたして利用者のために、よくないと考えております。また、窓口担当者は専門職でなくてもよいとなっております。専門職でない窓口職員が、介護保険利用希望者の要介護認定申請を封じてしまう危険性もあります。これは介護申請の侵害につながりかねません。よって、安易にチェックリストに導かないことを求めます。

そして、3番目といたしまして、町民への説明を求めます。大変難しい事業ですが、議会にやっと話されたばかりでございます。利用者さん、利用者の方に、よくわかるよう、どのような説明をされるのか、計画されておるのかお伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、介護保険総合事業についてのご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、1番ですね、介護の質が低下するのではないかということについて、お答えいたします。緩和した基準によるサービス、いわゆるサービスAを実施する場合、支援員やホームヘルパー等、有資格者での対応でなくなることへの不安を、指摘していることだと思いますが、あくまでもサービスへの対象者につきましては、訪問サービスであれば身体介護は必要とせず、このところが重要な部分だと思います。

掃除、洗濯等、生活援助のみを必要とする方が対象者となるわけでありますので、必ずしも高い専門性を有していなくても、一定の研修を受講した支援員であれば、その対応は可能であると考えられます。

また、要支援者のサービスが、全てサービスAに移行されるわけではございません。これはですね、次の質問にも、チェックリストのほうにも関わってきますが、現行のサービスもですね、受けることができるということではございます。

次がチェックリスト、チェックリストについてでございますが、窓口で聞き取りシートによってですね、本人の状況を聞き取った上で、介護認定申請対象となるのか、基本チェックリストによる、総合事業の対象者判定が必要なのか、振り分けることとなります。

そのためにですね、窓口の対応マニュアルを検討しているところでございますが、先ほど安易に導かないチェックリストとかですね、サービスAに導かないよということな

んですが、これは担当のケアマネが、手順を踏んでやっていくわけなんで、聞き取りシート、それから基本チェックリスト、それからケアマネとか、そういったものにも、手順を踏んで決めていくことですので、実質的には利用者の不利にはならないと思います。選択はできるということですので。

それから、3. 町民への説明について、これはもう議員おっしゃるとおり、周知が大変、制度が変わるわけですから、大変重要なことですので、広報きほくでの、まず周知。それから、個別の説明が必要となってくると思いますので、現在の要支援認定者には、支援員やケアマネを通じて、説明するとともに、新規の相談者には、窓口での相談時にていねいに個別に説明させていただきたい。そのように思っております。

以上です。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

時間がないので、1点お伺いします。

チェックリストで、要支援1・2の方は、住宅改修や杖、介護ベット、シルバーカーなど、以前は要支援1の方ができましたが、チェックリストを利用した場合、このようなことを利用できますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長に説明いたさせます。

玉津充議長

堀福祉保健課長。

堀秀俊福祉保健課長

まずですね、そういった福祉用具の貸し付けとかですね、購入に関しましては、認定が要るわけです。ですから、それはこれまでと同じように、給付の関係でありますので認定が必要になりますんで、窓口の相談の時に、まずどういうものを要望されるのか、どういう希望をされるのかというのを、まず聞き取りますので、勝手に振り分けていくということではなくて、近澤議員、そこは誤解のないようお願いしたいんですが、あくまでも相談者本人なりご家族の、こういう状態なんで、こういうことを望むんだという

ことを、まず聞き取ってからですね、それであるならば、先ほど言いましたように、そういった福祉用具の貸し付けとか、その辺になるのであれば、認定が必要ですので、やっぱり認定のほうへ行っていただきますし、申請していただきますし、そうじゃなくて、訪問介護とか、訪問介護じゃない、訪問サービスやとかになりますと、その認定がなくてもですね、現行のサービスか、サービスA、緩和した基準のサービス、どちらかを選定するのは、またケアマネージャーが判定するわけなんですけど、そっちのほうを選ばれる、必要であるのであれば、迅速にできるということですので、決してこちらだけ、わざとこちらへ行かすようにということではなしに、必ず認定を受けなければ給付できないということも、勿論ありますので、そのところは誘導するということはないので、誤解のないようにご理解いただきたいと思います。

以上です。

7番 近澤チヅル議員

これで質問を終わります。

玉津充議長

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。

玉津充議長

ここで、暫時休憩とします。1時30分まで休憩とします。

(午後 1時 18分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 30分)

玉津充議長

次に、2番 原隆伸君の発言を許します。

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

2番 原隆伸。平成28年12月紀北町議会定例会の一般質問を通告書に従い、議長の許可を得ましたので、本日の最後として、始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

質問は、2つに分かれております。

1つには、安心・安全と産業振興について。2つ目は、町の課題のその後の対応についてでございます。町の課題というのは、今まで2年間、いろんなことを言ってきましたけども、そのその後の進捗状態について、状況報告を求めるものでございます。

それでは、質問1の問題に移ります。

質問1の問題は、本質は上里の第二種特定有害物質の処理場建設に関することでございますけれども、こんな問題がなぜ起こってきたのか。町長は、紀北町第1次後期基本計画の中で、自然の鼓動を聞き 民が集い、にぎわう やすらぎのあるまち、とあります。その中で、住民一人ひとりが、快適な環境の中で安全で安心して暮らせるまち、健康で充実した暮らしを生涯送ることができ、ずっと住み続けたいと感じられるやすらぎのあるまちをめざします、とあります。

こういう中で、上里のこういう問題についてはですね、当然、直ぐに結論は出るものやと思うんですが、それについて、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

直ぐに結論が出るということは、どういう観点のお話でしょうか。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

すいません。ちょっと言い方が、性急過ぎましたので、町長の考えるですね、紀北町第1次総合基本計画で、安心・安全とは一体何をいうものであるのかということを、まずお聞かせ願います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

安全・安心、人のですね、犠牲者「0」をめざすということで、あれは書かさせていただいておりますが、全ての生活とかですね、災害から命を守る、安全・安心なまちをつくるということでございます。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

それでは、産業振興策について、ちょっとお聞きします。

産業振興策について、町長は今後どのように考えて、どういうことをやろうとしているのかですね、今までどう取り組んできたのか。これを、言っただけるとともにですね、これを安全・安心という、産業としてとらえる時に、どういう問題が表れるであろうか、そこら辺の懸念材料をですね、ちょっとお聞かせ願いたいな。

例えば、町長の考えるですね、快適な環境の中で、安全で安心して暮らせるまち、ずっと住み続けると感じられるやすらぎのあるまちというのはですね、このような考え方の下ではですね、この上里の問題、重金属の問題ですね、プラント処理の問題についてはですね、相反することでございますので、本来ならば、こういう問題は出てこないんじゃないかと。もしくは出てくる前に、何か処理できるんじゃないかなと、私は考える次第ですけども、町長のご答弁ちょっとお聞かせください。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどから申し上げておりますように、町民の皆さんの安全・安心を第一に、紀北町の環境等を守っていくという話の中でですね、このような話が出てこないのじゃないかということなんですが、これ我々がもしもこういう事業をするというのなら、丸きり出てくるはずはないんですが、業者の方、民間がやろうとしていることですので、我々はそこで、入口で止める術というのは、なかなかないのではないかと考えます。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

このプラントはですね、水源地まで300mのところ、建てようとしているということでございますけれども、私、昨日ちょっと出したんですが、土壤汚染対策法ですね、

健康被害が生じる恐れに関する基準というものについて、ちょっと勉強していただいたでしょうか。ちょっとお聞かせください。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

土壌汚染対策法上ということで、お答えするんですか。

汚染土壌とされているのはですね、要措置区域または形質変更時要届出区内の土地の土壌で、搬出しようとする土壌の調査によって、基準に適合した土壌の証明がなされたもの以外を示すとあります。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

私の言っていることについて、まだのようでございますんで、土壌汚染対策法の1-4-2、健康被害が生じる恐れに関する基準としましてですね、特定有害物質を含む地下水が到達しえる範囲、即ち地下水汚染が到達しうる一定の距離の目安としてですね、六価クロムが概ね500m、ヒ素・フッ素・ホウ素が概ね250m、シアン・カドミウム・鉛・水銀及びヒレンが概ね80mとなっています。

そういうことで、水道水源に、水を出さないとか、そういうことで、今、まともに考えれば汚染されることはないんですけども、長期にわたり、ようするに飛散したり、染み込んだり、風で飛ばされたりということもございますんで、そこら辺について、水道水源及び、特に六価クロムの場合はですね、軽いもんですから、500m飛ぶ可能性がございます。

そうすると、対岸のですね、田んぼにも、飛散する可能性もございますので、そこらも含めてですね、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういう観点からですね、県のほうに施設について、不備はないか、不明瞭なことはないかということで、何度も問い合わせをさせていただいております。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

前者議員が、水道水源及びそれらのことについて、町長にお尋ねしておりますので、この件については、これで打ち切りまして、打ち切りといったらおかしいんですけども、とりあえず、さておきまして、ふるさと納税の関係で、牡蠣の養殖とかですね、そういうことで、随分、最近皆さん頑張っているんですけども、この風評被害によってですね、こういう業者さんが、負担を強いられる。もしくは風評被害によって、何ていうか、取り組みへの熱意が、ちょっと失われるというようなことが懸念されますので、そういうことがないように、町長はどのようなお考えで、この問題に対処していくのか。ちょっとお聞かせ願います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現時点でね、建ってない中で、風評被害という話の答弁はできないんですが、そういうことがあってはならない、汚染されてはならないですよという姿勢で、この問題に取り組んでおります。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

町長が、そういうことで取り組んでいただいているということでございますので、この問題を、周辺住民及び下流のですね、業者さんが負担にならないように、町長が、十二分に取り組んでいただけるものということで、とりあえず置きたいと思うんですが、その前に1つだけ、業者さんが、もしですね、被害にあわれる、風評被害にあわれるようなことが、起きようとするんですね、やっぱり問題が生じると思うんです。

そういうことが起こらないように、町長が、今の状態では取り組むということでございますけれども、重ねてそのお考えを、もう一度ご確認したいと思うんですが、よろしくをお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の段階です、建ったら、汚染されたらの話はできませんが、それらのことが起きないように、我々は県にも要望して、県のほうも、その書類のチェックをしっかりとやっていただいているところですので、今の段階で風評被害のことは、なかなか語りにくいと思います。

勿論そういうことが起きたらですね、払拭する努力を、しなければいけないと思います。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

それでは、とりあえず町長が、うたっている総合計画の本旨に従って、行動していただけるものということで、とりあえずこの問題については、とりあえず置きましてですね、次の町の諸課題の、その後の対応について、年山のその後の経過について、どうなっているのか。

問題、そのものをですね、今まで、どのようなことがあって、今、どういことをやって、今後、どうしていこうかとしているのかと、そのことについて、ちょっとお伺いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この件につきましてはですね、以前にも、何度も、何度か、原議員から、ご質問いただいております。

紀伊長島地区の年山調査、今も続けているところがございます。作業の進捗といたしましては、今は現存する契約書、現存する資料等からの調査が、概ね完了し、経営者の氏名の確認及び亡くなられている方につきましては、関係者の確認の作業を行っているところがございます。

調査を進める中で、契約者が既にお亡くなりになっているケース、町外へ転出されたケース等により、現実的には難航しておりまして、約4割がまだ確認できておりません。しかし、この問題につきましては、合併以前からの課題として、現在取り組んでいるところございまして、その調査には、相当の期間を要しておりますが、これからも公平・公正の確保を念頭に置きまして、鋭意努力してまいります。

どうか、よろしくご理解をお願い申し上げます。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

担当課長から、もう少し詳しくいただければ幸いなのですが。

玉津充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

基本的には、先ほど町長が申し上げましたとおりでございまして、現在、約6割の方の、6割の件数について、調査が概ね完了してございます。

件数といたしましては、紀伊長島地区の年山の件数といたしまして、89件。その内、相続者等々の関係者が、確認できた件数が75件でございます。

後ですね、34件ほど調査が完了していないと。今後、その相続者、相続人等の関係の調査を進めていきたいというふうに考えておるところでございまして、その調査が完了した後に、海山地区同様、意向確認調査を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

それじゃ続きまして、ふるさと温泉のレジオネラ菌対策の、その後の状況について、お伺いいたします。

この問題についても、新聞に、この間、報道されたりして、いろいろとございましたけれども、万全な体制をひけたのか、そこら辺の対応と、今現況と、それから、レジオネラ菌だけじゃなしにですね、集客体制に向けてですね、今後どうしていくのか。

それについて、担当課長の話も交えて、所見をお伺いします。

玉津充議長

訂正がありますので、武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

申し訳ございません。

先ほど、調査が完了した件数を89件中75件と申し上げました。55件の間違いでございます。訂正してお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これ2番やもんで、ここでもよろしいですね。

9月9日ですね、貯蔵タンクからレジオネラ菌が検出されました。その2日後の9月11日に、貯蔵タンク内及び自動残塩装置の配管の洗浄と殺菌を行いまして、9月13日、再度、水質の検査を行いまして、レジオネラ菌の検出がないことを確認したところでございます。

これによりましてですね、残留塩素の濃度確認のマニュアルというものを作成しまして、議員からもご提案もあったんですが、そういった頻度もですね、1日3回以上というご提案もございましたので、今、そのようにさせていただいております。

そういうことで、全ての従業員が確認、問題解決ができるように、そのような方策をとっているところでございます。

以上です。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

今、町長から状況をちょっと伺ったんですけれども、いろんな問題がございます。その問題について、本当にみんな真剣になってですね、課員全員が、現場だけに任さずにですね、いろんなことで対応していただきたいと思います。

それで、その対応の結果、データが揃えばですね、私も、わずかな知識ではございませぬけども、できるだけ皆さんが楽なようにする方法も、考えることは可能でございませぬで、できるだけシビアなデータを集めてください。

そんじゃあ、現場の課長の報告も承りいただければ、幸いだと思うんで、よろしくお願ひします。

玉津充議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

すいません、質問にお答えいたします。

先ほど、町長のほうから、お答えいただいたのに、補足みたいな形になるんですけれども、すいません。

来年度、予算を伴うことですので、はっきりしたことは申し上げられないんですけれども、担当課としてはですね、今後、レジオネラ菌の検出、再発防止に向けてですね、簡易的に、レジオネラ菌の可能性が測定できる機械、いいますと有機物の汚染レベルを測定する機械、A T P測定器というんですけれども、そういったものの購入も検討しておりますし、あと今、貯蔵タンクという、お湯を貯めるタンクと、浴槽水について、塩素殺菌というのをやっているわけなんですけれども、浴槽水のほうの塩素殺菌のほうにもですね、自動で塩素濃度が測定できて、塩素濃度の調整ができるようなユニットの設置も検討していきたいと考えております。

以上です。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

機械関係の取り組みについては、今、伺いましたですけれども、集客に対しての取り組みについて、どういうふうにお考えか、予算を伴うことでございますので、なかなか難しいとは思うんですけれども、まあまあこうしたいなという予定っていうんですか、思いだけでも、ちょっと伺えれば幸いだと思うんですが、いかがでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、やはりおもてなしの心が、まず大事だと思います。そういうことに基づいて、アンケートやご意見をいただければ、今、できることから、改善すべきところがあれば改善していく。そのような方向でやっていきたいと思っておりますし、以前、議員からもご指摘をいただいたようなこともですね、ただちに対応させていただいているところでございまして、今後もそのような方向でいきたいと、そのように思っています。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

では、古里温泉の問題は、今後、暫時、一步一步進めていただくものということで、ここで置かさせてもらいます。

そして、もう1つは、SEA TO SUMMIT における、おもてなしの心なんですけれども、十分に発揮していたのかということについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

SEA TO SUMMIT につきましたはですね、大変多くの皆さんに、喜んでいただきました。そういう中で、今、議員がおっしゃったような、対外的な部分ですね、そういった部分での、おもてなしというか、配慮が足りない部分も多々ありました。

そういったものを、今後ですね、しっかりと反省しながら、来年度も紀北町でやっていただけるのであれば、そういったことに配慮しながら、今年の反省を十分してですね、それに対する対応も行っていきたい、そのように思います。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

私はこの SEA TO SUMMIT における対応のミスというんですか、そういうものは、何かほかの行事についても、あるんじゃないかと。頑張っている人には、大変失礼なんですけど、皆さん頑張ってくれているんですけども、行政のほうとして、もっともっとういう人の力をですね、引き出すような、そういう役割がどうも欠けているような気がしてなりません。

その段取りがもう一つ、もっといい段取りの仕方があるんじゃないかということが考えられますので、そこについて、一応、今後、一步一步進めて、おもてなしの心は、対外的なものだけじゃなしに、内なるエネルギーを引き出す、そういうものの環境の整備にも、力を注いでいただきたい。そのように思います。

では、続きまして、健康増進施設の運営計画及び収支計画について、私、前回は聞く予定だったんですけども、聞けませんでしたもんですから、町長と、それから担当課長のほうからですね、現況及び取り組み状況のご報告をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、まさにその運営計画、それから収支についてですね、今、知恵を絞りながらやっているところでございます。運営計画につきましては、開館時間、それから休館日、施設で行う業務、事業、使用料金等を検討しているところでございます。

それから、収支計画の収支につきましては、想定する使用料金に見込まれる利用人数をかけて、見込んでいるところでございます。

また、支出につきましてはですね、管理に必要な人件費、導入する設備による光熱水費や保守点検委託料、広告宣伝費、事務等、運営経費を、今まさに試算しているところでございます。

ごめんなさいね。収支計画の収入につきましてはですね、何かおかしいことを言ったような気がしますんで。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

概算でも結構ですんで、ある程度、言えるものであれば、概算でもお聞かせ願えれば幸いなのですが。皆さん、住民の方々も、非常に興味を持っておられると思うのですが、よろしくをお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、まさにちょっとやっているところなんで、なかなかあれなんですけど、ザクッと言いますと、会費等にしてもですね、一般とシルバーと分けた会員と、1日券っていうんですか、一般利用者、そういったものを作って、今、収支はいくらぐらいかなというのを、今まさにやっているところございまして、それにしても、いくらぐらいの会員を見込むかで、いろいろ数字が違ってきますんで、今、そういったところを、いろいろな方とお話しながら、行っているところでございます。

そういった中でやっておりますが、類似施設や、今の設計の段階で、機種が段々決まってまいりますと、水道光熱費も決まってまいります。また、人件費もですね、営業時

間に並行して、積算しないといけない部分がございますので、いずれにしろ、この2月下旬ぐらいになるんでしょうかね、3月定例会には予算化をしなければいけないんで、全協を開いてですね、その点については、ご説明をさせていただきたいと、そのように考えております。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

3月に向かって、予算化にかかるということでございますんで、くれぐれもですね、安易に収支計画をですね、赤字で当たり前と、赤字には違いないんですが、できるだけ、その幅が圧縮できる、努力しているなど、住民にもわかるような、そういう予算を出していただきたいと思います。

それでは、次に、河川の堆積土砂の撤去及び流路確保による、被害軽減策の進捗状況を伺います。特に、なんか以前の区長会でもですね、堆積土砂の問題で、10年間放置されているというようなことがございました。これは、ここだけの問題でないかもわかりませんが、とりあえず10年間も放っておくことないよう、できるだけ早く処理していただくように、お願いするとともにですね、この問題に、どういう取り組みをするのかということ、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

河川の堆積土砂はですね、当町のみならず、三重県内にずっといろいろなところで、毎回、知事要望、それから部長要望、それから県会議会、県議会議員への要望もですね、ここが真っ先に出るような部分がございます。

そういった意味で、県のほうもですね、主に紀北町であれば銚子川、赤羽川を対象として、従来から実施している河川堆積土砂撤去方針、これは砂利採取事業なんですが、27年度からはですね、初めて紀北町として、堆積土砂撤去計画を作成していただきまして、今、まさに災害復旧事業等を活用した、河床掘削事業を実施していただいているところでございます。

町管理の堆積土砂撤去につきましては、河川断面の規模が小さいこと、進入路が狭く、大型車両の通行ができないこともございまして、砂利採取事業の活用が難しいことから、

河川断面を阻害している箇所に関して、小規模な土砂撤去を、草木の撤去などを、対策しているところでございます。

議員がご指摘、行政報告会だったですかね、懇談会だったか、海山地区馬瀬地内の二級河川、大船川の上流にあたる普通河川大船川につきまして、河川断面を阻害していると考えられる、草木の除去を実施したものの、ご指摘のあった最上流部の土砂の撤去には、現在、至っていないところでございます。

今後ですね、当河川の土砂撤去につきましては、残土の一部を河川護岸の保護を兼ねた、河川内盛土流用に利用するなど、河川断面の確保に向けての対策を講じていきたい。そのように思っております。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

この地域につきましてはですね、随分、堆積土砂が溜まっていて、一部、谷から入ってくる側溝がですね、埋まっているような状態で、もう改善する余地がないような状態になっています。

それを改善するのにですね、一部この間、枯れ木ですか、それを除去していただきましたですけども、その除去した後の土地ですね、土地について、地主も了解しているということですね、そこへ堆積土砂を埋め立てるといようなことを講ずることによってですね、流路を確保することによって、堆積土砂があるがために、水がうまく流れないのをですね、流路を確保することによって、水がスムーズに流れるように、早急にやっていただきたい、そのように思うんですが、いかがでしょう。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

予算化に向けてですね、今、検討しているところでございます。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

改めて、このようなところは、他にもあろうかと思えますんで、このようなところについて、直営部隊がですね、いろんなことをやれる可能性を秘めていると思えます。直

営部隊の運用とか、そういうのについて、どう考えるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

直営のほうではね、ちょっと難しい事業かなと思いますんで、より専門性を持った、建設業界等をお願いすることになろうかと思います。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

私は流路をつくるのは、ユンボでかけばいいような気がするんですが、これ直営部隊でできないんですか。よろしくをお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その仕事のみだったらですね、そういう考え方もできるんですが、現業は、今、結構、現業でやらなければいけない仕事で、結構、仕事がいっぱいなんで、予算化することによって、業者のほうへ出すという方法をとっていきたいということなんでございます。よろしくをお願いします。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

それじゃあ今までの町の課題へのその後の対応についてということ、終わりにして、時間も余っていますので、もう一度ですね、町の有害物質の問題を、総合的に考えれば、どうなのかというところですね、今、前者議員も言っていましたように、河内のほうですね、反対決議が出ています。

それで、一部署名運動も起こっています。この動きはですね、衰えることはないと思うんですね。今後ますます燃え上がるというんか、広がる可能性があると思うんです。だから、町長がですね、体をはって、町長の言っていることに反すること、でございますんで、町長は体をはってですね、この問題に取り組んでいただけるんじゃないかと思うんですけども、改めてですね、町長の決意をお伺いしたいと思うんですが、いかがでし

ようか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変、口幅ったく申し訳ございませんが、今、2に移っていて、1に戻ってというのは、議会運営上、よろしいのでしょうか。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

失礼しました。

それでは、まとめといたしましてですね、今の問題を言いたいと思います。当町は今後の発展のためにはですね、一層、産業振興策を強化しなければなりません。自主財源の源である、ふるさと納税の増加に傾注しなければならない時でございます。ふるさと納税の渡利牡蠣及び引本湾の魚、海苔養殖などにもですね、風評被害を与える恐れもございます。

それで、10tトラックがですね、1日80台も動きですね、往復160台ですか、160台が走ることとなります。そうするとですね、第二種有害物質の飛散につながる可能性もございますので、これは上里だけの問題じゃなくてですね、近隣市町村にも災いの種をまくことにもなると思うんですですね、我々は本当に、住民の声を受けてですね、町長はじめ私たちも含めてですけれども、この問題に真剣に、真剣にいうたらおかしいんですが、全身全霊をかけて取り組んでいきたいと思うんですけれども、町長の思いをお聞かせ願えれば幸いです。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本は汚染などあってはならないという観点から、対処させていただきます。

玉津充議長

手を挙げて発言してください。

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

どうも申し訳ありません。

今、私が見た中でですね、水質分析結果について、資料をいただきましたですけども、先ほどのいろんな問題に、同じようにですね、もう1つ本格的な原点を、物事の本質を突っ込むというところに、どうも欠けているような気がしますんで、そこら辺をですね、今後、十二分に気をつけて、物事の本質から、いろんなことを選択しやすいように、いろいろと努力していただくことを求めます。

最後に、町長の思いをお聞かせ願えればと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一番最初に言っていただいたね、町民の安全・安心を守るという観点を忘れてはいけないことだと思っております。

玉津充議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

それでは、少々時間は余りましたですけども、町長の思いは、私の思っていることとは違わぬような気がしますので、これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

玉津充議長

これで、原隆伸君の質問を終わります。

なお、奥村武生君ほか2人の質問者については、14日の本会議の日程といたします。

玉津充議長

本日は、これで散会といたします。

(午後 2時 08分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 3 月 2 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 奥村武生